原子力事業者防災業務計画~~作成~~(修正)届出書

北電原　第２１５号
平成２６年１０月３０日

原子力規制委員会　殿

届出者
住　所　札幌市中央区大通東１丁目２番地
氏　名　北海道電力株式会社
代表取締役社長　　真弓明彦 [redacted]
(担当者 [redacted]
所　属　泊発電所防災・安全対策室長
電　話　0135-75-3331(代表))

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を~~作成~~(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。

| | |
|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | 北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ |
| 当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日 | 原子炉設置許可<br>昭和５９年６月１４日 |
| 原子力事業者防災業務計画~~作成~~(修正)年月日 | 平成２６年１０月３０日 |
| 協議した都道府県知事及び市町村長 | 北海道知事　高橋　はるみ<br>泊　村　長　牧野　浩臣 |
| 予定される要旨の公表の方法 | 報道機関への公表<br>本店原子力ふれあいコーナーでの閲覧<br>原子力ＰＲセンターとまりん館での閲覧 |

# 泊発電所

# 原子力事業者防災業務計画

平成２６年１０月

北海道電力株式会社

# 修　正　来　歴

| 修正番号 | 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|---|
| ０ | 平成１２年　６月１６日 | 新規制定 |
| １ | 平成１３年　８月　６日 | 省庁再編及び北海道地域防災計画の改正等に伴う修正 |
| ２ | 平成１４年　９月２０日 | 平成１３年度原子力総合防災訓練の実施結果の反映（防災センター運営開始後の広報活動に関する国等との連携）及び当社の組織改正等に伴う修正 |
| ３ | 平成１５年　９月１０日 | 緊急時医療の充実及び平成１４年度原子力防災訓練実施結果の反映（訓練時の流れに沿った記載に変更）等に伴う修正 |
| ４ | 平成１６年　９月１０日 | 北海道、北海道経済産業局の組織名称変更及び平成１５年度原子力防災訓練実施結果の反映等に伴う修正 |
| ５ | 平成１７年　９月　９日 | 北海道経済産業局の組織改編及び北海道産業保安監督部の発足等に伴う修正 |
| ６ | 平成１８年１０月　６日 | 北海道の組織名称変更、原子力防災要員の人員見直し及び原子力事業所の住所変更等に伴う修正 |
| ７ | 平成１９年　９月　７日 | 省庁名称の変更、組織名称変更に伴う修正 |
| ８ | 平成２０年　３月２５日 | ３号機初装荷燃料搬入及び平成１９年度原子防災訓練実施結果の反映に伴う修正 |
| ９ | 平成２０年１１月２５日 | ３号機初装荷燃料装荷に伴う修正 |
| １０ | 平成２１年１２月　１日 | 泊発電所組織変更等に伴う修正 |
| １１ | 平成２２年１０月　８日 | 緊急時データ伝送システム（ＳＰＤＳ）の運用変更等に伴う修正 |
| １２ | 平成２４年　２月１０日 | 国土交通省組織改定、社内組織変更、通報様式の変更等に伴う修正 |
| １３ | 平成２５年　３月１４日 | 原子力災害対策特別措置法等の改正に伴う修正 |
| １４ | 平成２５年１２月１２日 | 原子力災害対策特別措置法施行令等の改正に伴う修正 |

| 修正番号 | 年　月　日 | 内　　容 |
| --- | --- | --- |
| １５ | 平成２６年１０月３０日 | 原子力災害発生時の通報基準等の事象検知に係る詳細の追加、原子力防災組織体制変更等に伴う修正 |

目　　次

第１章　総　則 …… 1
第１節　原子力事業者防災業務計画の目的 …… 1
第２節　定　義 …… 1
第３節　原子力事業者防災業務計画の基本構想 …… 5
第４節　原子力事業者防災業務計画の運用 …… 5
第５節　原子力事業者防災業務計画の修正 …… 6
第２章　原子力災害予防対策の実施 …… 7
第１節　防災体制 …… 7
１．原子力防災準備体制及び原子力防災体制の区分 …… 7
２．原子力防災組織及び原子力防災要員等 …… 7
３．原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 …… 8
第２節　原子力防災組織の運営 …… 9
１．防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等 …… 9
２．権限の行使 …… １２
３．原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路 …… １２
第３節　放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 …… １２
１．敷地境界付近の放射線測定設備の整備 …… １２
２．原子力防災資機材の整備 …… １３
３．原子力防災資機材以外の資機材の整備 …… １３
４．本店における原子力防災関連資機材等の整備 …… １４
第４節　原子力災害対策活動で使用する資料の整備 …… １４
１．防災センターに備え付ける資料 …… １４
２．原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 …… １４
３．発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料…… １４
第５節　原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 …… １５
１．緊急時対策所 …… １５
２．集合・退避場所 …… １５
３．緊急医療施設 …… １５
４．気象観測設備 …… １５
５．放送装置等 …… １５
６．即応センター …… １６

７．緊急時データ伝送システム …… １６
８．原子力事業所災害対策支援拠点 …… １６
第６節　原子力防災教育の実施 …… １６
１．原子力災害対策要員に対する教育 …… １６
２．本店原子力災害対策要員に対する教育 …… １７
第７節　原子力防災訓練の実施 …… １７
１．社内における訓練 …… １７
２．国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加 …… １８
第８節　関係機関との連携 …… １８
１．国との連携 …… １８
２．関係地方公共団体との連携 …… １８
３．地元防災関係機関等との連携 …… １８
４．原子力緊急事態支援組織の体制及び運用 …… １８
第９節　周辺住民に対する平常時の広報活動 …… １９
第３章　緊急事態応急対策等の実施 …… ２０
第１節　通報及び連絡 …… ２０
１．通報の実施 …… ２０
２．防災体制発令時の対応 …… ２０
３．情報の収集と提供 …… ２１
４．社外関係機関との通報及び連絡に用いる設備 …… ２２
５．通話制限 …… ２２
第２節　応急措置の実施 …… ２２
１．応急措置の実施の報告 …… ２２
２．退避誘導等 …… ２２
３．放射能影響範囲の推定 …… ２３
４．緊急時医療 …… ２３
５．消火活動 …… ２４
６．汚染拡大の防止 …… ２４
７．線量評価 …… ２４
８．広報活動 …… ２４
９．応急復旧 …… ２５
１０．原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置 …… ２５
１１．資機材の調達及び輸送 …… ２６

１２．事業所外運搬に係る事象の発生における措置 …… ２６
１３．被災者の相談窓口の設置 …… ２６
第３節　要員の派遣等 …… ２６
１．北海道への要員の派遣等 …… ２６
２．防災センターへの要員の派遣 …… ２７
３．緊急時対応センター（ＥＲＣ）への派遣 …… ２７
４．原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 …… ２７
５．他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請 …… ２８
第４節　緊急事態応急対策 …… ２８
１．原子力緊急事態体制の発令等 …… ２８
２．原子力災害合同対策協議会との連携 …… ２８
３．応急措置の継続実施 …… ２９
４．事業所外運搬事故における対策 …… ２９
第４章　原子力災害事後対策の実施 …… ３０
第１節　発電所の対策 …… ３０
１．復旧対策 …… ３０
２．放射性物質による環境汚染への対処 …… ３０
３．原子力防災体制等の解除 …… ３０
４．原因究明及び再発防止対策の実施 …… ３１
第２節　要員の派遣等 …… ３１
１．北海道への要員の派遣等 …… ３１
２．防災センターへの要員の派遣 …… ３１
３．他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応 ３２
第５章　その他 …… ３３
第１節　他の原子力事業者への協力 …… ３３

# 第１章　総　則

## 第１節　原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第７条第１項の規定並びに原子力災害対策指針に基づき、泊発電所(以下「発電所」という。)における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

## 第２節　定　義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

１．原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

２．原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（但し、原子力事業所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態であって、原災法第１５条第２項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行う事態をいう。

３．警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

４．施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。（原災法第１０条第１項で規定する事象相当。）

５．全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を

実施する必要がある事態をいう。（原災法第１５条第１項で規定する事象相当。）

６．緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）

原子力施設等の状況に応じて警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の３つの区分とし、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準をいう。

７．原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

８．緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。なお、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うまで）が発生した場合の事故拡大防止のための応急の対策を原子力緊急事態宣言が発令された以降の対策と併せて、「緊急事態応急対策等」という。

９．原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号）の規定に基づき同法第２条第２項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

１０．原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

１１．指定行政機関

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第３号に規定する指定行政機関をいう。

１２．指定地方行政機関

災害対策基本法第２条第４号に規定する指定地方行政機関をいう。

１３．関係地方公共団体

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、以下の自治体をいう。

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村。

１４．原子力事業者

核原料物質､核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和３２年法律第１６６号。

以下「原子炉等規制法」という。）第４３条の３の５第１項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者、その他原災法第２条第３号に規定する者をいう。

１５．核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)をいう。

１６．原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和３７年政令第４４号）第１条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随している核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

１７．原子力災害対策活動

原子力防災体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

１８．原子力防災組織

原災法第８条第１項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

１９．本店原子力防災組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

２０．原子力防災管理者

原災法第９条第１項の規定に基づいて発電所で選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。

２１．原子力防災要員

原災法第８条第３項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（但し、同法第８条第４項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

２２．原子力災害対策要員

原子力防災要員、原子力防災要員の補佐・交替を行う要員及び原子力防災組織の統括管理を補佐する要員をいう。

２３．本店原子力災害対策要員

本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

２４．警戒事象

原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象として別表２－１－１に示す事象をいう。

２５．特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成１２年政令第１９５号）第４条第４項各号に掲げる事象をいう。

２６．原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」という。）第２条第２項第７号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

２７．緊急時対策所

防災業務計画等命令第２条第２項第１号に規定する、原子力発電所の敷地内にあり、原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、原子力事業所災害対策の実施を統括管理するための施設をいう。

２８．原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第２条第２項第２号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

２９．原子力施設事態即応センター（以下「即応センター」という。）

防災業務計画等命令第２条第２項第３号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための本店内の施設をいう。

３０．緊急時データ伝送システム（以下「ＳＰＤＳ」という。）

防災業務計画等命令第２条第２項第４号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

３１．統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設とを接続する情報通信ネットワーク（地上伝送系ネットワーク及び衛星伝送系ネットワーク）をいう。

## 第３節　原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その計画、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一であるが、原子力事業に携わる者は、原子炉の運転等により核燃料物質等を取り扱っていることから、放射線又は放射性物質の特殊性を考慮した原子力災害対策活動を行わなければならない。かかる観点から、この計画では、次に掲げる事項について定め、原子力災害対策の推進を図ることとする。

なお、原子力災害の発生を未然に防止するため、特に原子炉の運転等においては、原子炉等規制法に基づく保安規定に従い、運転管理及び燃料管理等に関して定められた事項を遵守することが重要であるが、これらに関する事項については、保安規定に記載されているため、この計画に再掲しない。

１．原子力災害予防対策の実施

周到な予防対策を行うため、原子力災害が発生した際に必要となる防災体制や防災資機材の整備、防災教育及び訓練の実施、関係機関との連携等。

２．緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象発生の通報、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への要員派遣等。

３．原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定及びその実施、関係機関への要員派遣等。

## 第４節　原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用にあたっては、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）等に基づく次の諸計画等と調整を図り、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

１．防災基本計画原子力災害対策編

２．北海道地域防災計画（原子力防災計画編）

３．泊発電所周辺地域原子力防災計画

４．北海道オフサイトセンター運営要領

## 第５節　原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、北海道知事及び泊村長に報告する。

１．この計画を修正しようとするときは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）、泊発電所周辺地域原子力防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

２．この計画を修正しようとするときは、あらかじめ北海道知事及び泊村長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする６０日前までに、北海道知事及び泊村長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長はこの計画を修正しようとする日を明らかにする。

３．この計画を修正した場合、速やかに様式１により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

４．内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

## 第２章　原子力災害予防対策の実施

### 第１節　防災体制

１．防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための防災体制は次の区分による。

防災体制の区分

| 防災体制の区分 | | 発生事象の情勢 |
|---|---|---|
| 原子力防災準備体制 | | 警戒事態に該当する別表２－１－１に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表２－１－１に該当する事象であると判断したとき |
| 原子力防災体制 | 原子力応急事態体制 | 施設敷地緊急事態に該当する別表２－１－３に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表２－１－３に該当する事象であると判断したとき |
| | 原子力緊急事態体制 | 全面緊急事態に該当する別表２－１－４に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表２－１－４に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言の発出を行ったとき |

２．原子力防災組織及び原子力防災要員等

（１）社長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力災害対策要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図２－１－１のとおりとする。

（２）原子力災害対策要員は、別図２－１－１に定める職務に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

（３）原子力防災管理者は、発電所における原子力災害対策要員の中から、原子力防災要員を置く。原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、別表２－１－５に定める職務を行う。

また、原子力防災要員のうち緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「防災センター」という。）への派遣要員は、別表２－１－６に定める職務を行う。

（４）原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、社長から原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式２により７日以内に届け出る。

（５）原子力防災管理者は、原子力防災要員又は原子力災害対策要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。

派遣要員の主な職務は次のとおりとする。

①　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

②　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力

③　他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

（６）原子力防災管理者は、発電所における原子力災害対策要員の中から、原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

（７）原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

（８）社長は、本店に本店原子力防災組織を設置し、本店原子力災害対策要員を置く。本店原子力防災組織の構成は、別図２－１－２のとおりとする。

（９）本店原子力災害対策要員は、別図２－１－２に基づき本店における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の調達、輸送等、発電所が実施する原子力災害対策活動を支援する。

３．原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務

（１）原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

なお、原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者である所長代理、次長、品質保証室長、発電室長、防災・安全対策室長、品質保証室課長、防災・安全対策室課長、運営課長、施設防護課長、技術課長、安全管理課長、発電室課長、保全計画課長、電気保修課長、制御保修課長、機械保修課長及び原子力防災管理者が指名する発電所技術系課長クラスの中から、この順位によりその職務を代行させる。

①　別表２－１－１、別表２－１－３又は別表２－１－４の事象の発生について、通報を受け又は自ら発見したときは、直ちに別図２－１－３又は別図２－１－４に示す経路にて通報する。

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原災法第１０条第１項に定められた通報等に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

② 別表２－１－１、別表２－１－３又は別表２－１－４の事象が発生し同表に該当する事象であると判断した場合、防災体制を発令するとともに直ちに原子力災害対策要員を召集し、必要な応急措置を行わせる。また、その概要を別図２－１－３又は別図２－１－５に示す経路にて報告する。

③ 原災法第１１条第１項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第２項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、その資機材に応じて適切な頻度で保守点検する。

（２）副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

① 原子力防災管理者を補佐する。

② 原子力防災管理者が不在の場合は、その職務を代行する。

（３）原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、社長から原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式３により７日以内に届け出る。

また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

## 第２節　原子力防災組織の運営

### １．防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等

（１）防災体制の発令

① 発電所

原子力防災管理者は、別表２－１－１の事象が発生し別表２－１－１に該当する事象であると判断したとき、又は別表２－１－３の事象が発生し別表２－１－３に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表２－１－４の事象が発生し別表２－１－４に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときは、直ちにその情勢に応じて第２章第１節１.「防災体制の区分」に定める防災体制の区分の中から該当する防災体制を発令し、所内関係者に連絡する。また、原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に

報告する。

② 本　店

原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における防災体制を発令する。この際、発電所において発令した防災体制の区分を本店においても適用するものとする。

（２）原子力災害対策本部の設置

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制を発令した場合、速やかに発電所に原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長として、発電所の災害対策活動を統括する。

② 本　店

社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店に原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。また、社長が不在の場合は副社長又は常務取締役がその職務を代行する。なお、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に準備活動の指揮を命じる。

（３）原子力防災準備体制発令時の原子力災害対策要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災準備体制発令時には所内放送又は別図２－２－１に定める連絡経路により原子力災害対策要員を緊急時対策所に非常召集する。

ただし、各班の班員については、別表２－１－１に示す事象の内容に応じ、待機するよう連絡する。

② 本　店

原子力部長は、原子力防災準備体制発令時には別図２－２－２に定める連絡経路を準用して、本店及び東京支社の関係者に即応センターに参集又は待機するよう連絡する。

（４）原子力防災体制発令時の原子力災害対策要員の非常召集

① 発電所

原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時には所内放送又は別図２－２－１に定める連絡経路により原子力災害対策要員を緊急時対策所に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力災害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

② 本　店

原子力部長は、原子力防災体制発令時には社内放送又は別図２－２－２に定める連絡経路により本店原子力災害対策要員を即応センターに非常召集する。

なお、原子力部長は、あらかじめ本店原子力災害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。

（５）防災体制の区分の変更

① 発電所

発電所対策本部長は、防災体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

② 本　店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の防災体制の区分も変更する。

（６）原子力防災準備体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、原子力防災準備体制発令後、原子力防災体制発令に至ることなく事態が収束した場合、原子力防災準備体制を解除し発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を原子力部長に報告する。

② 本　店

原子力部長は、発電所対策本部長から原子力防災準備体制解除の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

（７）原子力防災体制の解除

① 発電所

発電所対策本部長は、次に掲げる原子力防災体制の区分に応じ、関係機関と協議の上、原子力防災体制を解除する。発電所対策本部長は原子力防災体制を解除した場合、原子力災害対策要員を解散し発電所対策本部を廃止する。

また、発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店対策本部長に報告する。

ａ．原子力応急事態体制の場合は、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、事象が収束している場合。

ｂ．原子力緊急事態体制の場合は、原災法第１５条第４項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策等の実施のため、発電所対策本部長の判断により原子力防災体制を継続するこ

とができる。

② 本　店

本店対策本部長は、発電所対策本部長が原子力防災体制を解除したときは、本店における原子力防災体制を解除する。ただし、本店対策本部長は、原災法第１５条第４項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、本店における原子力防災体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。

本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店原子力災害対策要員を解散し本店対策本部を廃止する。

（８）原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

① 本店対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、事故復旧作業の支援を行う。

② 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。

２．権限の行使

（１）原子力防災体制が発令された場合、発電所及び本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

（２）防災体制が発令された場合、原子力防災管理者は発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。

なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

３．防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路

原子力防災体制が発令され、発電所対策本部及び本店対策本部が設置された後の社内の体制及び連絡経路は、別図２－２－３のとおりとする。

## 第３節　放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

１．敷地境界付近の放射線測定設備の整備

原子力防災管理者は、原災法第１１条第１項に基づく放射線測定設備として別図２－３－１及び別表２－３－１に定めるモニタリングポスト及びモニタリングステーション（以下「モニタリングポスト等」という。）を設置し、次に掲げる検査等を行う。

（１）モニタリングポスト等をその検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。

（２）モニタリングポスト等を設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれがない状態とする。

（３）モニタリングポスト等を毎年１回以上定期的にその較正を行う。

（４）モニタリングポスト等が故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポスト等の数値及びプラントの運転状態について異常がないことを確認する。

（５）内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、モニタリングポスト等の状況、モニタリングポスト等により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

（６）モニタリングポスト等により測定した放射線量を記録計により記録し、１年間保存する。また、モニタリングポスト等により測定した放射線量を閲覧できる方法で公表する。

（７）モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式４により７日以内に届け出る。

（８）モニタリングポスト等を新たに設置したとき又は変更したときは、原子力規制委員会が行う検査を受ける。

２．原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、別表２－３－２に定める原子力防災資機材に関して次に掲げる整備等を行う。

（１）必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

（２）原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

（３）内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

（４）原子力防災資機材を備え付けたときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式５により７日以内に届け出る。また、毎年９月３０日現在における備え付けの現況について翌月７日までに同様の手続きを行う。

３．原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者は、別表２－３－３に定める原子力防災資機材以外の資機材及び別表２－３－４に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材を確保するとともに、シビアアクシデント対策等に関する資機材配置については、別図２－３－２を基本とす

る。また、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。

４．本店における原子力防災関連資機材等の整備

原子力部長は、別表２－３－５に定める本店対策本部の原子力防災関連資機材及び別表２－３－６に定める原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備するとともに、不具合が認められた場合には速やかに修理する。

## 第４節　原子力災害対策活動で使用する資料の整備

１．防災センターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表２－４－１に定める資料を防災センターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。

また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

２．原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

原子力部長は、別表２－４－１に定める防災センターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所に配置する。

また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

３．発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

（１）発電所

原子力防災管理者は、別表２－４－２に定める資料を、発電所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（２）本　店

原子力防災管理者は、別表２－４－２に定める資料を原子力部長に送付し、原子力部長はこれを本店に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

（３）原子力事業所災害対策支援拠点

原子力部長は、別表２－４－２に定める資料のうち原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料を本店に保管し、必要時に持ち出すことができるよう管理する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

## 第５節　原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

１．緊急時対策所

（１）原子力防災管理者は、別図２－５－１及び別表２－５－１に示す緊急時対策所を設置する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表２－５－１に掲げる施設を代替場所として整備する。

（２）原子力防災管理者は、緊急時対策所及びＳＰＤＳを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

（３）原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びＳＰＤＳに供給できるように整備・点検する。

（４）原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

また、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

①　非常用通信機器

②　テレビ会議システム

③　ＳＰＤＳ

２．集合・退避場所

原子力防災管理者は、別図２－５－２に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、原子力防災管理者は、集合・退避場所を指定若しくは変更したときは、関係者に周知する。

３．緊急医療施設

原子力防災管理者は、別図２－５－１に定める場所に別図２－５－３（１）、別図２－５－３（２）に示す緊急医療施設を整備する。

４．気象観測設備

原子力防災管理者は、別図２－５－１及び別表２－５－２に示す気象観測設備を日頃から使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

気象観測設備により測定した風向風速を記録計により記録し、１年間保存する。

５．放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置、所内放送装置を整備する。また、不具合が認められた場合には、速やかに修理する。

６．即応センター

（１）原子力部長は、別表２－５－３に示す即応センターを常に使用可能な状態に整備する。

（２）原子力部長は、即応センター及びＳＰＤＳを、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

（３）原子力部長は、非常用電源を即応センター及びＳＰＤＳに供給できるように整備・点検する。

（４）原子力部長は、即応センターに以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する（③については衛星系ネットワークとの接続を除く）。

また、原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及び防災センターとの接続が確保できることを確認する。

① 非常用通信機器

② テレビ会議システム

③ ＳＰＤＳ※1

※１　地上伝送系ネットワークとの接続：平成２７年度下期整備完了予定

７．緊急時データ伝送システム

原子力防災管理者及び原子力部長は、別表２－５－４に示すデータを伝送するＳＰＤＳを日頃から使用可能な状態に整備し、ＳＰＤＳに不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

８．原子力事業所災害対策支援拠点

（１）原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表２－５－５に示す施設をあらかじめ選定しておく。

（２）原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とする。

（３）原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。

## 第６節　原子力防災教育の実施

１．原子力災害対策要員に対する教育

原子力防災管理者は、原子力災害対策要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、

原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

（１）防災体制、組織及び活動に関する知識

（２）発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識

（３）放射線防護に関する知識

（４）放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

２．本店原子力災害対策要員に対する教育

原子力部長は、本店原子力災害対策要員に対し、原子力災害に関する知識を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。

なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

（１）防災体制、組織及び活動に関する知識

（２）放射線防護に関する知識

## 第７節　原子力防災訓練の実施

１．社内における訓練

（１）原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力災害対策要員に対し、原子力防災への意識付け、原子力防災技能の習得及び向上を図り、また、原子力防災組織が有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について訓練を年１回以上実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

①　緊急時通報・連絡訓練

②　原子力災害対策本部設置訓練

③　環境放射線モニタリング訓練

④　退避誘導訓練

⑤　緊急時医療訓練

⑥　シビアアクシデント対応訓練

⑦　緊急時対応訓練

⑧　原子力緊急事態支援組織対応訓練

⑨　資機材輸送・取扱訓練

（２）原子力防災管理者は、防災訓練に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

（３）原子力防災管理者は、防災訓練を実施した場合、関係地方公共団体と共同で実施し

た訓練項目を除き、その内容を評価する。

（４）訓練の評価結果は、社長から原子力規制委員会に様式６により報告するとともに、その要旨を公表する。

２．国又は関係地方公共団体が主催する訓練への参加

国又は関係地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に参画し訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。

## 第８節　関係機関との連携

原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力災害対策活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携に努める。

１．国との連携

（１）原子力防災専門官及び国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

（２）内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第３１条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。

（３）内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣が行う原災法第３２条に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。

（４）原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

２．関係地方公共団体との連携

（１）関係地方公共団体とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

（２）北海道知事又は泊村長から原災法第３１条に基づく業務に関する報告を求められた場合は、その業務について報告する。

（３）北海道知事又は泊村長が行う原災法第３２条に基づく発電所の立入検査を受ける場合は、適切に対応を行う。

３．地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

４．原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

（１）社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に

実施できる体制及び運用を明確にするため、次に掲げる事項についてあらかじめ別表２－８－１に示す原子力緊急事態支援組織と調整をしておく。

① 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織と原子力事業者との連携、役割分担等

② 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等

③ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管

④ 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所

（２）原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の訓練計画に従って、発電所の原子力防災要員等を原子力緊急事態支援組織に派遣し、装置等の操作に関する技能・知識を習得させ、原子力事業所災害対策の円滑な実施を確実にする。

## 第９節　周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、関係地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及･啓発を行う。

１．放射性物質及び放射線の特性

２．発電所の概要

３．原子力災害とその特殊性

４．原子力災害発生時における防災対策の内容

## 第３章　緊急事態応急対策等の実施

### 第１節　通報及び連絡

１．通報の実施

（１）原子力防災管理者は、別表２－１－１に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式７に必要事項を記入し、別図２－１－３に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。

（２）原子力防災管理者は、（１）の通報を行った場合は、警戒事態に該当する事象の通報を行った旨を原子力部長に連絡し、原子力部長は、報道機関へ発表する。

（３）原子力防災管理者は、別表２－１－３に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、並びに別表２－１－３に示す事象を経ずに別表２－１－４に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式８に必要事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－１－４（１）に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長、その他図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。

なお、別表２－１－３又は別表２－１－４に示す事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合にあっては、様式９に必要事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－１－４（２）に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を電話で確認する。

（４）原子力防災管理者は、（３）の通報を行った場合は、原災法第１０条第１項に基づく通報を行った旨を、本店対策本部原子力班長に連絡し、本店対策本部広報班長は、報道機関に発表する。

２．防災体制発令時の対応

（１）発電所の対応

①　原子力防災管理者は、別表２－１－１に示す事象が発生し、別表２－１－１に該当する事象であると判断したとき、又は別表２－１－３に示す事象が発生し、別表２－１－３に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表２－１－４に示す事象が発生し、別表２－１－４に該当する事象であると判断したとき、この計画第２章第１節１.「防災体制の区分」に基づき、直ちに防災体制を発令するとともに、

原子力災害対策要員の非常召集及び発電所対策本部の設置を行い、発電所対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

② 原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するＴＶ会議システムを速やかに起動する。

（２）本店の対応

① 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の防災体制発令の報告を受けたときは、社長にその旨を報告するとともに、統合原子力防災ネットワークに接続するＴＶ会議システムを速やかに起動する。

② 社長は、原子力部長から発電所における防災体制発令の報告を受けたときは、この計画第２章第１節１.「防災体制の区分」に基づき、本店における防災体制を発令する。

③ 社長は、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に本店での準備活動の指揮を命じる。原子力部長は、本店及び東京支社の関係者に即応センターに参集又は待機するよう連絡するとともに、原子力防災体制に備えた即応センターでの準備活動の指揮を行う。

④ 社長は、原子力防災体制を発令した場合は、本店原子力災害対策要員の非常召集及び本店対策本部の設置を行い、本店対策本部長としてその活動の指揮等を行う。

３．情報の収集と提供

（１）発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

① 事故の発生時刻及び場所

② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置

③ 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況

④ 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果

⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び推移等

⑥ 気象状況

⑦ 収束の見通し

⑧ その他必要と認める事項

（２）発電所対策本部長は、各班長から上記の報告を受け、その内容を様式１０又は様式１１（事業所外運搬においては様式１２）に記入し、別図２－１－３又は別図２－１－５（１）（事業所外運搬においては別図２－１－５（２））に定める経路により、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することにより連絡する。さらに、送信後、図中

に示す所定の関係機関には、その着信を電話で確認する。

（３）発電所対策本部長は、本章第１節から第４節に掲げる通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

４．社外関係機関との通報及び連絡に用いる設備

発電所対策本部長は、別図２－１－３、別図２－１－４（１）、別図２－１－４（２）、別図２－１－５（１）又は別図２－１－５（２）に定める経路により通報及び連絡を行う場合は、原子力防災資機材として整備している非常用通信機器等を利用して行う。

５．通話制限

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、発電所及び本店の災害対策活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

## 第２節　応急措置の実施

１．応急措置の実施の報告

発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。なお、発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を、原子力防災準備体制を解除するまでの間、必要に応じて発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。

また、発電所対策本部長は、様式１０又は様式１１（事業所外運搬においては様式１２）にその概要を記入し、別図２－１－３又は別図２－１－５（１）（事業所外運搬においては別図２－１－５（２））に定める経路により、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することにより報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関には、その着信を電話で確認する。

２．退避誘導等

（１）集合・退避場所への誘導

発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。

（２）退避の周知

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者に対して所内放送及び運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ移動すること及び退避の際の防護措置を周知する。

この場合、発電所退避者に対してはバス等による輸送若しくは退避誘導員による誘導案内を行い、退避場所への移動が迅速かつ円滑に行えるよう配慮する。

（３）発電所敷地外への退避

発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる必要があると認めたときは、退避誘導員の誘導により発電所退避者をバス等により発電所敷地外に退避させる。このとき、発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者の氏名を記録するよう退避誘導員に指示する。

なお、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる場合は、発電所対策本部事務局長は、その旨を直ちに防災センター（原子力防災専門官）に連絡し、調整するなど、あらかじめ定めるところによる。

（４）発電所敷地内への入域制限

発電所対策本部業務支援班長は、この計画第２章第１節１.「防災体制の区分」に基づく防災体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する。また、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

３．放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放管班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射能測定を行い、放射性物質が環境に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

４．緊急時医療

発電所において、放射性物質による汚染を伴う負傷者、放射線による障害を受けた者又はそのおそれのある者（以下「傷病者」という。）が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

なお、放射性物質による汚染を伴わない負傷者及び放射線による障害を受けたおそれのない負傷者が発生した場合には、次の対応のうち、放射線管理に係る対応以外の対応を準用する。

（１）救難及び救助

発電所対策本部業務支援班長は、傷病者が発生した場合は、傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

（２）発電所における医療活動及び他機関への要請

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、傷病者を別図２－５－３に定める発電所内の緊急医療施設に搬送して応急処置及び除染等の措置を講じる。また、必要により発電所対策本部業務支援班長は、傷病者を外部の医療機関又は放射線医学総合研究所（以下「協力医療機関等」という。）へ搬送する必要があると判断される場合は、

岩内・寿都地方消防組合消防本部等へ出動を要請するとともに、産業医を通じて、協力医療機関等へ受入れを要請する。

（３）救急隊等への状況説明

発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、救急隊等への二次汚染又は被ばくを防止するため、協力医療機関等へ傷病者の移送を依頼するとき及び救急隊が到着したときには救急隊に対し、事故の発生状況、傷病者の全身状態等傷病の程度、被ばくの状況、放射性物質による汚染の状況及び除染の結果等、必要な情報を説明するとともに、原則として産業医又は看護師、現場指揮者及び放射線管理員を随行させることとする。また、傷病者を治療する協力医療機関等に対しても同様の措置を講じる。

（４）汚染拡大防止措置の実施

発電所対策本部放管班長は、傷病者の搬送及び協力医療機関等での受入れに際し、救急隊等及び協力医療機関等の二次汚染又は被ばくを防止するため、必要な汚染拡大防止措置を実施する。

５．消火活動

発電所対策本部事務局長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。また、平常時から原子炉施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。

６．汚染拡大の防止

発電所対策本部放管班長は、不必要な被ばくを防止するため、発電所対策本部長の了解を得て、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、発電所構内にいる者へ放送により周知するか、標識により明示する。また、発電所対策本部放管班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

７．線量評価

発電所対策本部放管班長は、発電所退避者及び緊急時に活動を行う原子力災害対策要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

８．広報活動

（１）本店対策本部広報班長は、発電所の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、原子力規制委員会及び防災センターと連携を取りつつ、本店に開設するプレスセンターにおいて報道機関へ発表する。

（２）発電所対策本部業務支援班長は、防災センターの運営が開始されるまでは本店対策本部広報班と連携し、プラントの状況、応急措置の概要等を、必要に応じて報道機関

へ発表する。

なお、防災センターの運営が開始された場合には、国の要請の下、防災センターが開催する国の記者会見に防災センター派遣要員（プラント班）が同席し、事故の詳細等に関する説明を行う。

９．応急復旧

（１）施設の監視及び点検

発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

（２）応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、（１）で把握した設備状況等を考慮し、実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する応急復旧計画を策定し、発電所対策本部の各班長にこの応急復旧計画に基づく復旧対策を行わせる。

①　設備等の整備及び点検

②　故障した設備等の応急の復旧

③　その他応急の復旧対策に必要な事項

（３）原子力防災管理者は、原子炉等規制法第６４条第３項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制庁から命令があった場合は、適切に対応する。

１０．原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部長は、関係する各班長に、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行わせ、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討させ、実施させる。

（１）発電所対策本部技術班長は、事故の拡大防止対策の検討を総括する。

（２）発電所対策本部技術班長は、原子炉の運転状態を把握し、燃料破損及びその可能性の有無を評価する。

（３）発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能量の予測を行う。

（４）発電所対策本部放管班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

（５）発電所対策本部技術班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を予測する。

（６）発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

（７）発電所対策本部運転班長は、その他の号機については、事故号機からの影響を見極め、その運転継続の可否を検討するとともに、必要な保安維持を行う。

１１．資機材の調達及び輸送

発電所対策本部業務支援班長は、原子力防災資機材及びその他の原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部業務支援班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

１２．事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

（１）放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

（２）消火、延焼防止の措置

（３）運搬に従事する者や付近にいる者の退避

（４）立入制限区域の設定

（５）核燃料物質等の安全な場所への移動

（６）モニタリングの実施

（７）核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去

（８）遮へい対策の実施

（９）その他の放射線障害の防止のために必要な措置

１３．被災者の相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

## 第３節　要員の派遣等

１．北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長は、発電所で発生した事象に関し、北海道知事から「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づく非常配備を実施する旨の連絡を受けた場合は、原因の究明に努めるとともに、発電所員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。

なお、北海道へは、原子力災害対策要員のうち別表３－３－１に定める要員の派遣を

行うとともに、別表３－３－２に定める資機材の貸与を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

（１）緊急時モニタリング

（２）身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定

（３）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

（４）放射性物質による汚染が確認されたものの除染

２．防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官から防災センターの運営準備に入る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表２－１－６に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

（１）防災センターの設営準備助勢

（２）発電所と防災センターとの情報交換

（３）報道機関への情報提供

（４）緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

（５）原子力災害合同対策協議会への参加

なお、派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）における役割に基づき、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

また、発電所対策本部長は、防災センターに連絡員を派遣する。連絡員は、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

３．緊急時対応センター（ＥＲＣ）への派遣

本店対策本部長は、国の関係機関から緊急時対応センター（ＥＲＣ）の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、本店原子力災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。

４．原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店原子力災害対策要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他必要な措置を行う。

なお、放射線管理等の業務を行う拠点については、警戒区域内あるいはその近傍とな

るため、警戒区域の設定を踏まえて柔軟に対応する。

（１）原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

①　発電所への物資の輸送、要員の派遣

②　輸送に付随する要員の入退域管理及び放射線管理

５．他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援を必要とするときは、本店対策本部長にその旨を要請する。

本店対策本部長は、発電所対策本部長の要請により、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を要請するとともに、その応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

## 第４節　緊急事態応急対策

１．原子力緊急事態体制の発令等

（１）発電所対策本部長は、原災法第１５条第１項に定められた別表２－１－４の状態に至った場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、この計画第２章第１節１.「防災体制の区分」に基づき原子力緊急事態体制を発令するとともに、本店対策本部長にその旨を報告する。

（２）本店対策本部長は、発電所対策本部長から原子力緊急事態体制発令の報告を受けたときは、本店に原子力緊急事態体制を発令する。

（３）発電所対策本部長は、原災法第１５条第１項に定められた別表２－１－４の状態に至った場合は、様式１３（事業所外運搬においては様式１４）にその概要を記入し、別図２－１－５（１）（事業所外運搬においては別図２－１－５（２）。但し、「原災法第２５条第２項に基づく報告経路」を「原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告経路」に読み替える。）に定める経路により、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することにより報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関には、その着信を電話で確認する。

２．原子力災害合同対策協議会との連携

（１）発電所対策本部長は、防災センターの運営が開始された場合、防災センター派遣要員及び連絡員との連絡を密にする。発電所対策本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示される事項を周知し対応を行うとともに、社長があらかじめ指名した者は、原子力災害合同対策協議会に参加し必要な意見を述べる。

（２）発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知

事及び泊村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施について報告を求められたときはこれを行う。

３．応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、本章第２節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続実施する。

４．事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、発電所における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

## 第４章　原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第１５条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

また、本店対策本部長は、国、関係地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への社宅の提供等により、その間の生活の維持のための支援に協力する。

### 第１節　発電所の対策

１．復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、内閣府及び関係地方公共団体の長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに適宜、復旧状況を報告する。

（１）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握

（２）原子炉施設の除染の実施

（３）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施

（４）放射性物質の追加放出の防止

（５）各復旧対策の実施工程及び対応する災害対策本部班等

発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

２．放射性物質による環境汚染への対処

発電所対策本部長は、原子力災害により放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、関係地方公共団体等と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を講じる。

３．原子力防災体制等の解除

（１）発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図２－１－３（但し、「警戒事象が発生した場合の通報経路」を「原子力防災準備体制の解除の報告経路」に読み替える。）に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を原子力部長に報告する。

（２）原子力部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。

（３）発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除した場合は、発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を別図２－１－４（１）（事業所外運搬においては別図２－１－４（２）。但し、「原災法第１０条第１項に基づく通報経路」を「原子力防災体制の解除の報告経路」に読み替える。）に定める経路により、関係機関に報告する。また、その旨を本店対策本部長に報告する。

（４）本店対策本部長は、発電所対策本部長から前号の報告を受けた場合は、本店における原子力防災体制を解除するとともに、本店対策本部を廃止する。

４．原因究明及び再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

## 第２節　要員の派遣等

１．北海道への要員の派遣等

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、原子力災害対策要員のうち別表３－３－１に定める要員の北海道への派遣を行うとともに、別表３－３－２に定める資機材を貸与し、次の項目及びその他必要な措置を行う。

（１）環境放射線モニタリング

（２）身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定

（３）住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

（４）放射性物質による汚染が確認されたものの除染

２．防災センターへの要員の派遣

発電所対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力防災管理者）は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表２－１－６に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。

（１）発電所と防災センターとの情報交換

（２）報道機関への情報提供

なお、防災センターへの派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が廃止されている場合は「現地事後対策連絡会議」に読み替える。）における役割に基づき、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

３．他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの派遣要員に対する対応

本店対策本部長（原子力防災体制を解除した場合は原子力部長）は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

# 第５章　その他

## 第１節　他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所（事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用する。）で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次の事項について別表３－５－１に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な協力を行う。

１．緊急時モニタリング

２．身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定

３．住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

４．放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の他の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等について、あらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

# 資　料　編

目　　次

［別　図］

別図２－１－１　発電所原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
別図２－１－２　本店原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
別図２－１－３　警戒事象が発生した場合の通報経路・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別図２－１－４　原災法第１０条第１項に基づく通報経路・・・・・・・・・・・・・・・５
別図２－１－５　原災法第２５条第２項に基づく報告経路・・・・・・・・・・・・・・・７
別図２－２－１　発電所原子力災害対策要員の非常召集連絡経路・・・・・・・・・・・９
別図２－２－２　本店原子力災害対策要員の非常召集連絡経路・・・・・・・・・・・１０
別図２－２－３　原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路・・・・・・・・・１１
別図２－３－１　発電所敷地境界付近の放射線測定設備・・・・・・・・・・・・・・・１２
別図２－３－２　シビアアクシデント対策等に関する資機材配置・・・・・・・・・・１３
別図２－５－１　発電所内の緊急時対策所及び緊急医療施設等・・・・・・・・・・・１４
別図２－５－２　集合・退避場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
別図２－５－３　緊急医療施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

［別　表］

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）・・１９
別表２－１－２　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧・・・・・・・・・・・・・・２４
別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準・・・・・・・・・・・・・・２６
別表２－１－４　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準・・・・３１
別表２－１－５　原子力防災要員の職務と人員（発電所内）・・・・・・・・・・・・・３６
別表２－１－６　派遣要員の職務と人員（防災センター内）・・・・・・・・・・・・・３７
別表２－３－１　発電所敷地境界付近の放射線測定設備・・・・・・・・・・・・・・・３８
別表２－３－２　原子力防災資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
別表２－３－３　原子力防災資機材以外の主な資機材・・・・・・・・・・・・・・・・４１
別表２－３－４　シビアアクシデント対策等に関する主な資機材・・・・・・・・・・・４２
別表２－３－５　本店対策本部の主な原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・・４２
別表２－３－６　原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材・・・４３
別表２－４－１　防災センターに備え付ける資料（原災法第１２条第４項関係）・・４４
別表２－４－２　発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料４４
別表２－５－１　発電所の原子力災害対策活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・４５
別表２－５－２　気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
別表２－５－３　本店の原子力災害対策活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・・４６
別表２－５－４　ＳＰＤＳデータ伝送項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
別表２－５－５　原子力事業所災害対策支援拠点の候補・・・・・・・・・・・・・・・５０
別表２－８－１　原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
別表３－３－１　派遣要員の職務と人員（北海道）・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

別表３－３－２　貸与する資機材（北海道）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
別表３－５－１　他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への
　　要員の派遣、資機材の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

［様　式］

様式１　原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書・・・・・・・・・・・・・・５６
様式２　原子力防災要員現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
様式３　原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書・・・・・・５８
様式４　放射線測定設備現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
様式５　原子力防災資機材現況届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
様式６　防災訓練実施結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
様式７　警戒事象発生通報（第１報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
様式８　特定事象発生通報（第１報）（原子炉施設）・・・・・・・・・・・・・・６３
様式９　特定事象発生通報（第１報）（事業所外運搬）・・・・・・・・・・・・・６４
様式１０　警戒事象発生通報後の状況報告（第　報）・・・・・・・・・・・・・・・６５
様式１１　応急処置の概要（原子炉施設）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
様式１２　応急処置の概要（事業所外運搬）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
様式１３　原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）・・７０
様式１４　原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）・７２

［参　考］

参考１　警戒事象、原災法第１０条第１項及び原災法第１５条第１項に該当する
　　事象の整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５

# 別　　図

# 別図２－１－１　発電所原子力防災組織

対策本部

本部長
：発電所長
（原子力防災管理者）

副本部長
：所長代理
（副原子力防災管理者）

| 班 | 原子力応急事態体制<br>主な職務 | 原子力緊急事態体制<br>主な職務 | 班員数 |
|---|---|---|---|
| 業務支援班 | 〔総務担当〕<br>1. 人・資機材の調達輸送及び宿泊等の手配<br>2. 退避の周知及び退避誘導 | 1.<br>2.<br>同左 | ３５名（１５名） |
| | 〔施設防護担当〕<br>1. 警備（入構規制含む）に関する指示 | 1. 同左 | |
| | 〔労務担当〕<br>1. 傷病者の救護<br>2. 緊急時医療の実施<br>3. 食料、衣服等の手配 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左 | |
| | 〔地域対応担当〕<br>1. 地元関係官庁対応及び情報収集 | 1. 同左 | |
| | 〔広報担当〕<br>1. 報道機関対応<br>2. 広報活動<br>3. 見学者対応（避難誘導含む）及び情報の収集 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左 | |
| 放管班 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握<br>2. 被ばく管理・汚染管理、線量評価、汚染拡大防止及び汚染の除去<br>3. 緊急時医療の助勢<br>4. 放射能影響範囲の推定<br>5. 積算線量計の配備、測定等 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>5.<br>同左<br>6. 特別立入制限区域の設定<br>7. 放射能影響範囲の推定 | ２４名（9名） |
| 技術班 | 1. 事故状況の把握評価及び事故拡大の可能性等の予測<br>2. 燃料破損の可能性の評価、放出放射能量の予測<br>3. 事故時影響緩和操作の検討・評価<br>4. 事故拡大防止対策の検討、効果確認 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>同左 | ２４名（2名） |
| 運転班 | 1. 発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握<br>2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置<br>3. 中央給電指令所との連絡<br>4. 発電所施設の保安維持 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>同左 | ２５名（2名） |
| 電気工作班 | 1. 電気設備等の状況把握及び点検<br>2. 電気設備等の応急復旧計画の立案と措置<br>3. 電気設備等の事故復旧計画の立案と措置 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左 | ４６名（2名） |
| 機械工作班 | 1. 機械設備等の状況把握及び点検<br>2. 機械設備等の応急復旧計画の立案と措置<br>3. 機械設備等の事故復旧計画の立案と措置 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左 | ４３名（2名） |
| 土木建築工作班 | 1. 土木建築設備等の状況把握及び点検<br>2. 土木建築設備等の応急復旧計画の立案と措置<br>3. 土木建築設備等の事故復旧計画の立案と措置 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左 | 9名（1名） |
| 事務局 | 1. 発電所対策本部の運営<br>2. 外部機関、各班等の情報集約<br>3. 関係機関への通報、連絡及び報告<br>4. 防災センター派遣要員との相互連絡<br>5. 本店対策本部との連絡調整<br>6. 自衛消防隊による消火活動の指揮<br>7. SPDSデータの伝送確認<br>8. ﾃﾚﾋﾞ会議システムの起動・確認 | 1.、2.<br>3.、4.<br>5.、6.<br>7.、8.<br>同左<br>9. 緊急時支援組織の運営・統括 | ２０名（6名） |
| 防災ｾﾝﾀｰ派遣 | 1. 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報交換<br>2. 緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互協力 | 1.<br>2.<br>同左 | 6名（3名） |

（原子力防災準備体制時は原子力応急事態体制時の職務に準じて必要な業務を行う）

※　班員数における記載値は原子力災害対策要員数、カッコ内は原子力防災要員数

# 別図２－１－２（１／２）　本店原子力防災組織

| 部門 | 班 | 係 | 原子力応急事態体制<br>主な職務 | 原子力緊急事態体制<br>主な職務 | 班員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 原子力部門 | 原子力班 | 情報連絡運営係 | 〔情報連絡担当〕<br>1. 部門内取りまとめ<br>2. 本店対策本部の運営<br>3. 発電所対策本部との連絡調整<br>4. 東京支社との連絡調整<br>5. 社内外の情報収集及び関係箇所への連絡<br>6. 他の原子力事業者等への連絡 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>5.<br>同左<br>6. 他の原子力事業者への協力要請 | １９名 |
| | | | 〔運営担当〕<br>1. 本店対策本部他活動状況等記録作成<br>2. 実施業務の進行確認 | 1.<br>2.<br>同左 | |
| | | 安全技術支援係 | 〔安全支援担当〕<br>1. 運転及び放射線管理に関する支援<br>2. 設備の応急復旧対策支援<br>3. 緊急時医療（傷病者搬送対応）<br>4. 原子力事業所災害対策支援拠点との連絡<br>5. 東京支社派遣 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>5.<br>同左 | ２６名 |
| | | | 〔技術支援担当〕<br>1. 応急・復旧状況等の確認<br>2. 記者会見対応（スポークスマン）<br>3. 各種資料作成<br>4. 東京支社派遣 | 1.<br>2.<br>3.<br>4.<br>同左<br>5. グループ会社応援取りまとめ | |
| | | 支援拠点係（原子力事業所災害対策支援拠点等派遣） | 1. 原子力事業所災害対策支援拠点等の設営・運営<br>2. 発電所への物資の輸送、要員の派遣<br>3. 輸送に付随する要員の入退域管理及び放射線管理 | 1.<br>2.<br>3.<br>同左<br>4. 他の原子力事業者等からの受入対応 | ３８名 |
| | 土木班 | — | 1. 土木建築設備等の応急復旧対策 | 1. 同左 | ４名 |
| 流通部門 | 情報通信班 | — | 1. 通信設備及び関連施設の防護・復旧対策<br>2. 情報設備機器設置及び運営 | 1.<br>2.<br>同左 | ９名 |
| | 工務班 | — | 1. 電力系統事故概況の速報作成<br>2. 電力系統の復旧及び供給対策 | 1.<br>2.<br>同左 | ４名 |

対策本部
本部長
：社長
副本部長
：副社長
常務執行役員

（2／2）へ

# 別図２－１－２（２／２）　本店原子力防災組織

(1／2)より

| 部門 | 班 | 係 | 原子力応急事態体制<br>主な職務 | 原子力緊急事態体制<br>主な職務 | 班員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 業務部門 | 総括班 | — | 1. 部門内取りまとめ<br>2. 本店対策本部の庶務、その他全社大の調整 | 1.<br>2. 同左<br>3. 原子力事業所災害対策支援拠点への要員手配 | １０名 |
| | 総務班 | — | 1. 派遣者用車両の確保及び緊急通行車両申請<br>2. 損害賠償対応準備<br>3. その他総務関係業務 | 1.<br>2. 同左<br>3. | ８１名 |
| | 資材班 | — | 1. 必要資材の調達及び輸送 | 1. 同左 | ６名 |
| | 人事労務班 | — | 1. 災害救助（安否確認）<br>2. 食料対策、宿舎対策、傷病者対応<br>3. その他労務関係業務 | 1.<br>2. 同左<br>3. | １８名 |
| | 経理班 | — | 1. 緊急動員時の出金 | 1. 同左 | ３名 |
| 対外対応部門 | 営業班 | — | 1. お客様との電話対応<br>2. 支店との連携<br>3. 地域対応 | 1. 避難住民等対応（コールセンター開設）<br>2.<br>3. 同左 | ３２名 |
| | 立地班 | — | 1. 地域社会における動向の調査<br>2. 風評被害準備対応 | 1.<br>2. 同左 | ９名 |
| | 広報班 | — | 1. 報道機関対応<br>2. 記者会見時の応援<br>3. 社内関係各所への連絡 | 1.<br>2. 同左<br>3. | ２０名 |
| 東京支社部門 | 技術班 | — | 1. 緊急時対応センター（ＥＲＣ）派遣<br>2. 官庁対応<br>3. 報道機関対応補助 | 1.<br>2. 同左<br>3. | ５名 |
| | 総務班 | — | 1. 本店対策本部との連絡調整<br>2. 報道機関対応<br>3. 社内関係各所への連絡 | 1.<br>2. 同左<br>3. | １１名 |

別図２－１－３　警戒事象が発生した場合の通報経路

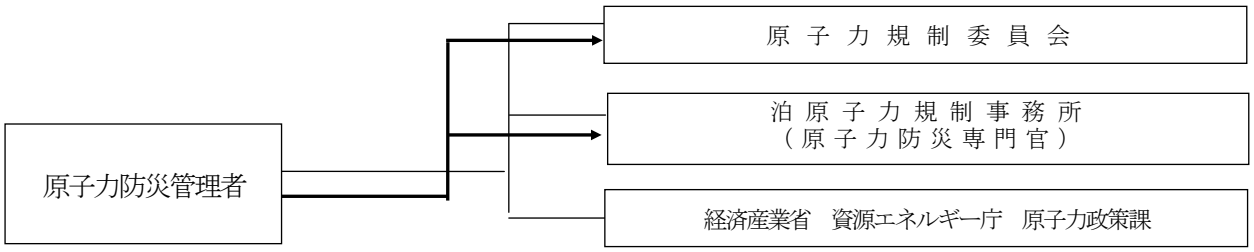


：一斉ＦＡＸ

：電話によるＦＡＸ着信確認

別図２－１－４（１）　原災法第１０条第１項に基づく通報経路
（発電所内での事象発生時の通報経路）

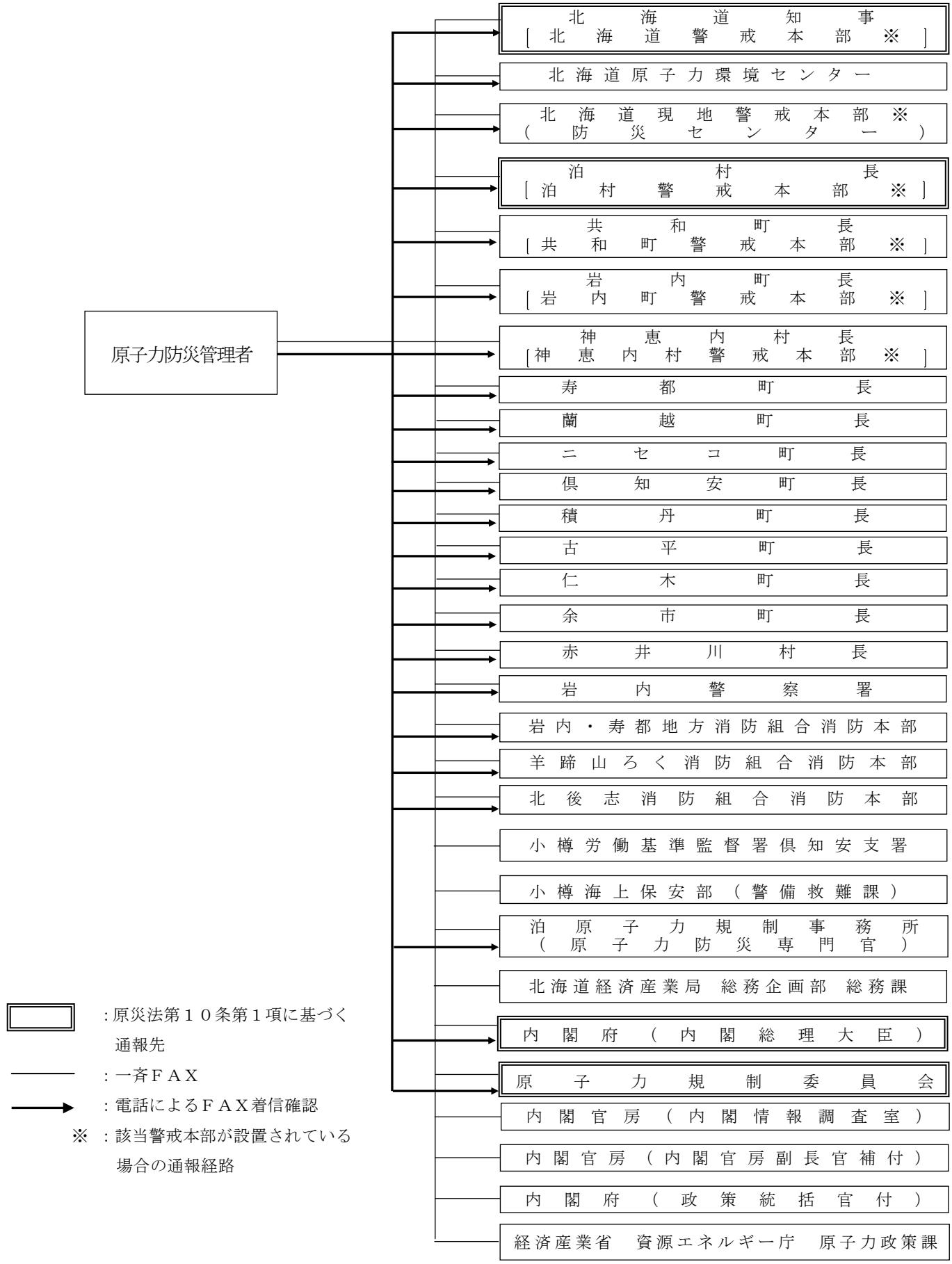

別図２－１－４（２）　原災法第１０条第１項に基づく通報経路
（事業所外運搬での事象発生時の通報経路）

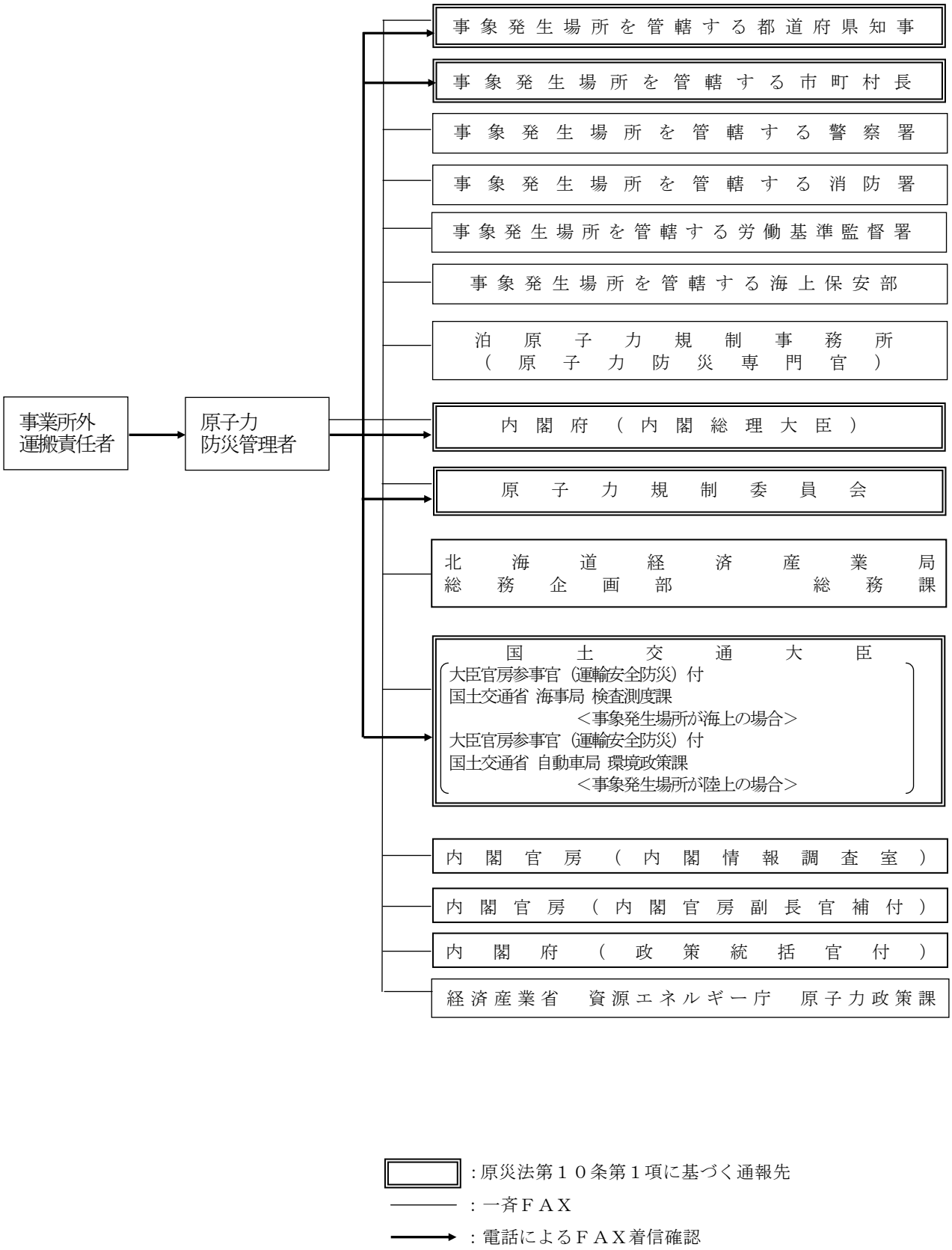

別図２－１－５（１）　原災法第２５条第２項に基づく報告経路
（発電所内での事象発生時の報告経路）

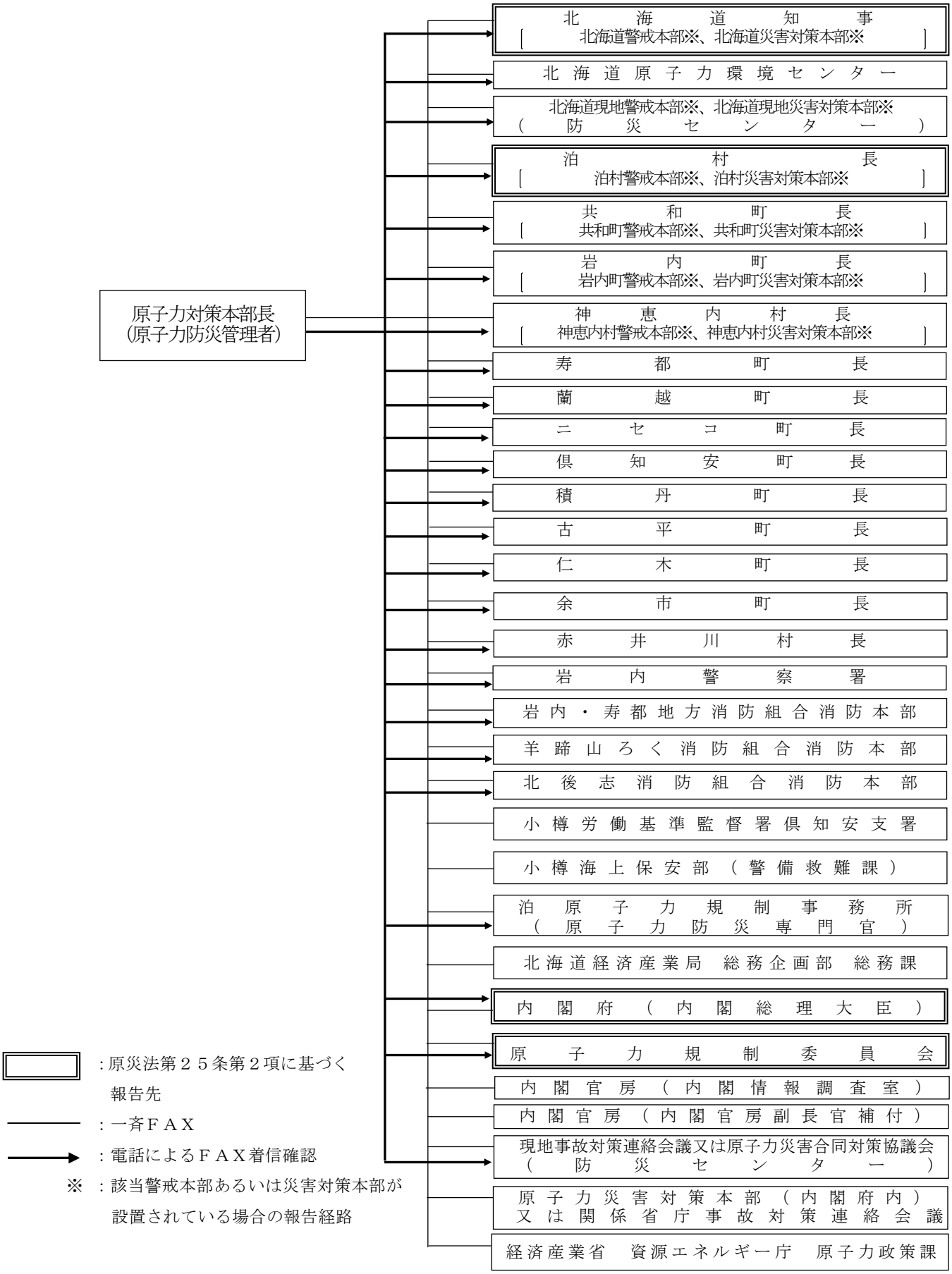

別図２－１－５（２）　原災法第２５条第２項に基づく報告経路
（事業所外運搬での事象発生時の報告経路）

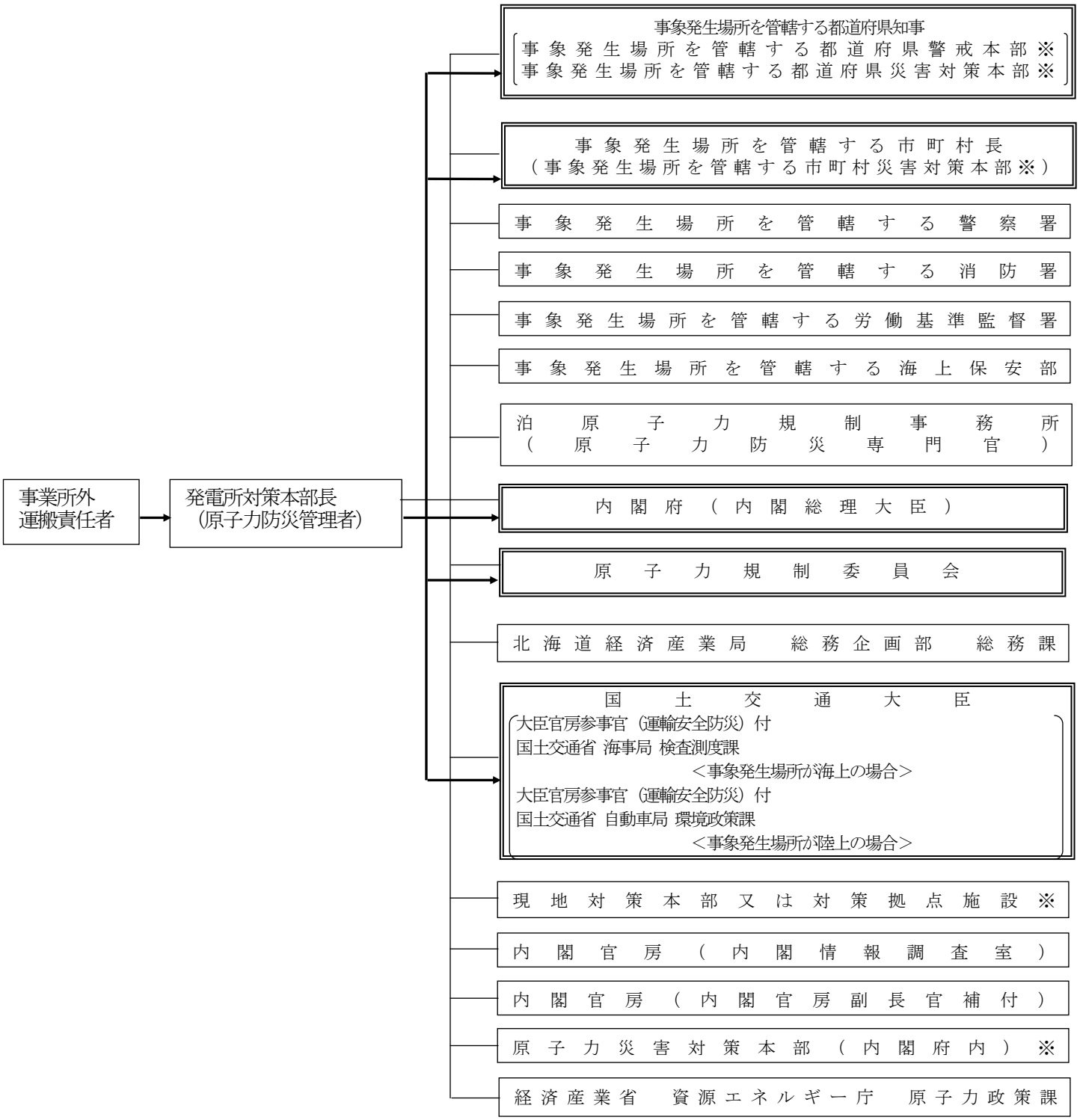


：原災法第２５条第２項に基づく報告先

：一斉ＦＡＸ

：電話によるＦＡＸ着信確認

※　：該当警戒本部あるいは災害対策本部が設置されている場合の報告経路

別図２－２－１　発電所原子力災害対策要員の非常召集連絡経路

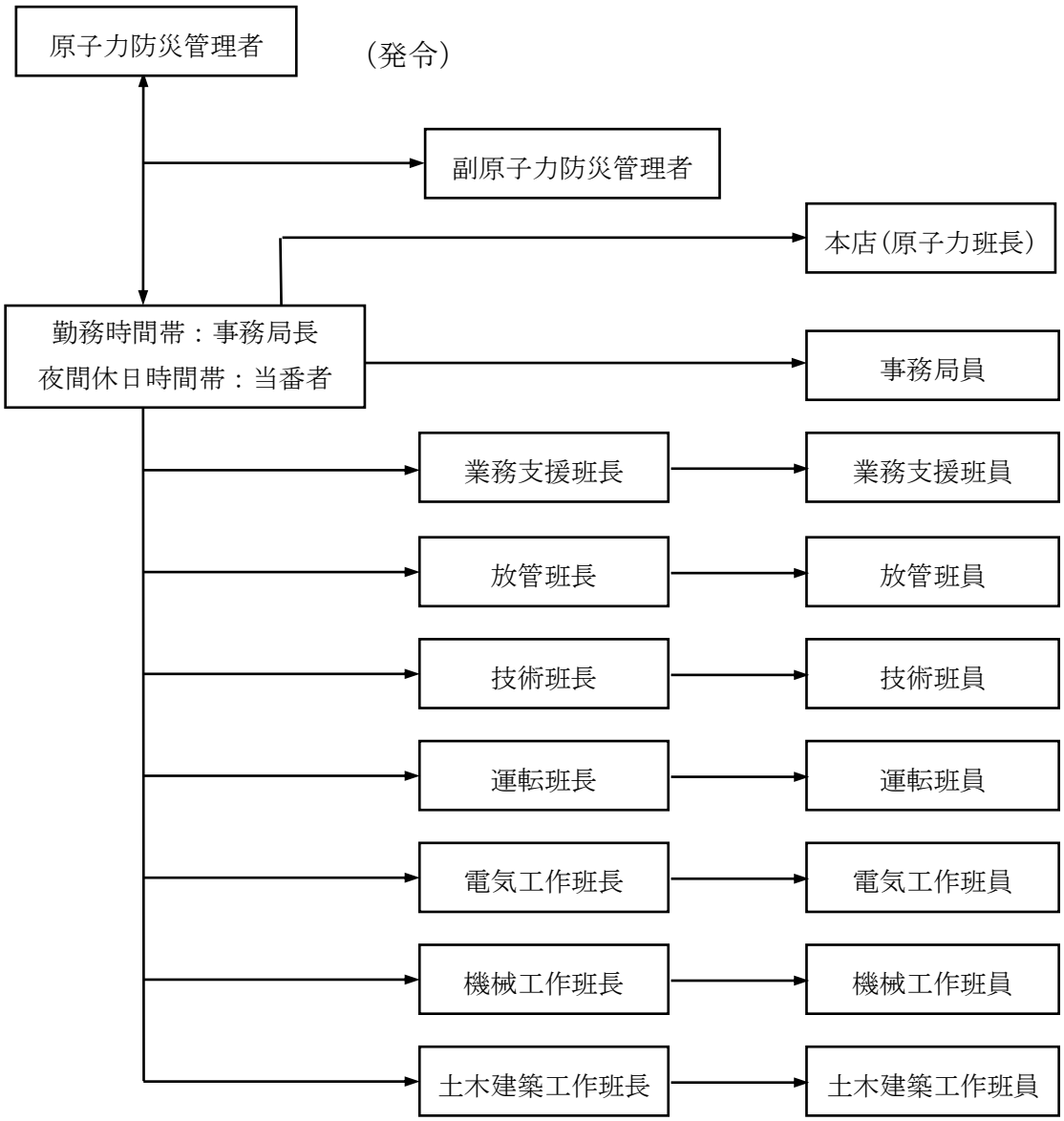

別図２－２－２　本店原子力災害対策要員の非常召集連絡経路

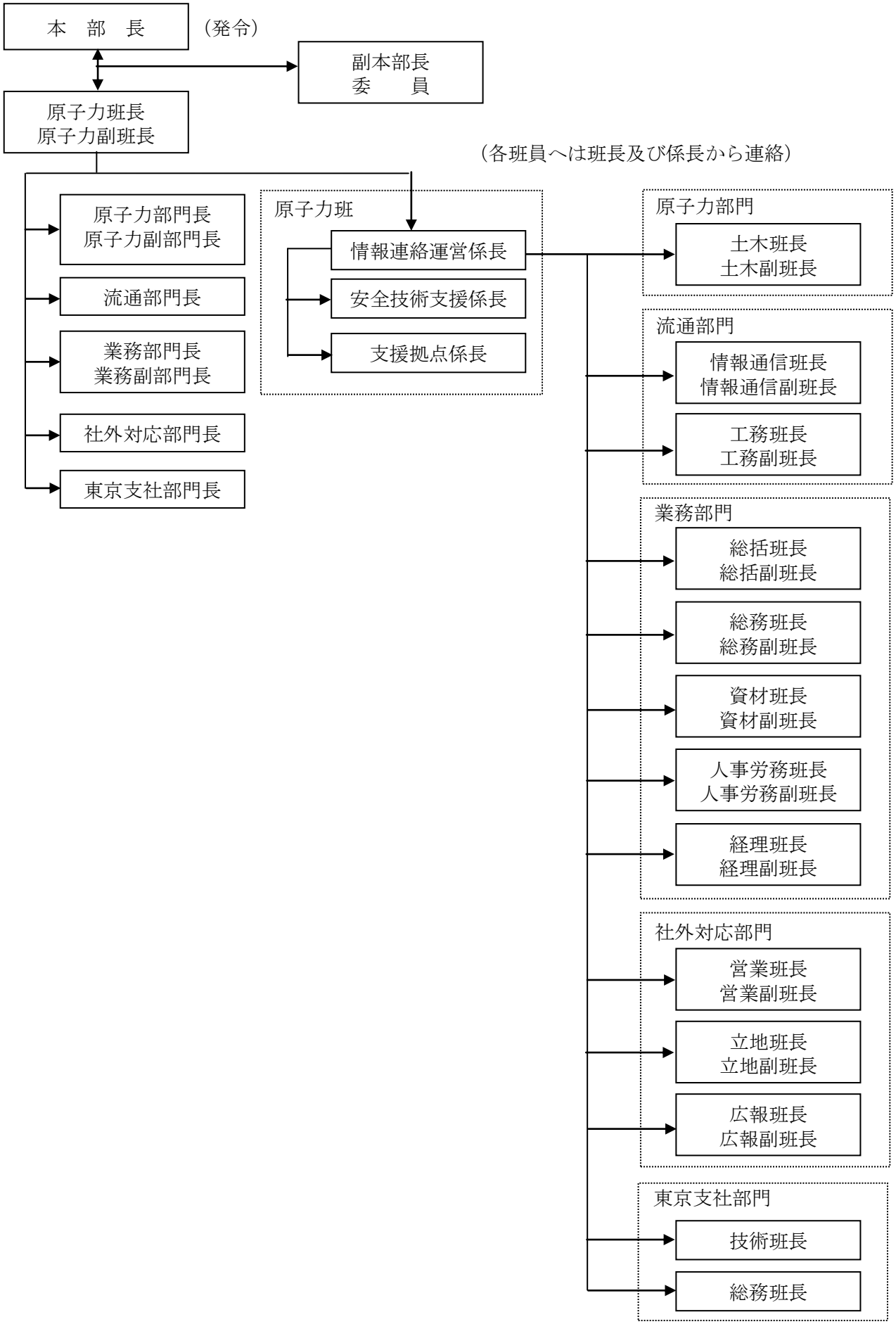

別図２－２－３　原子力防災体制発令後の社内の体制及び連絡経路

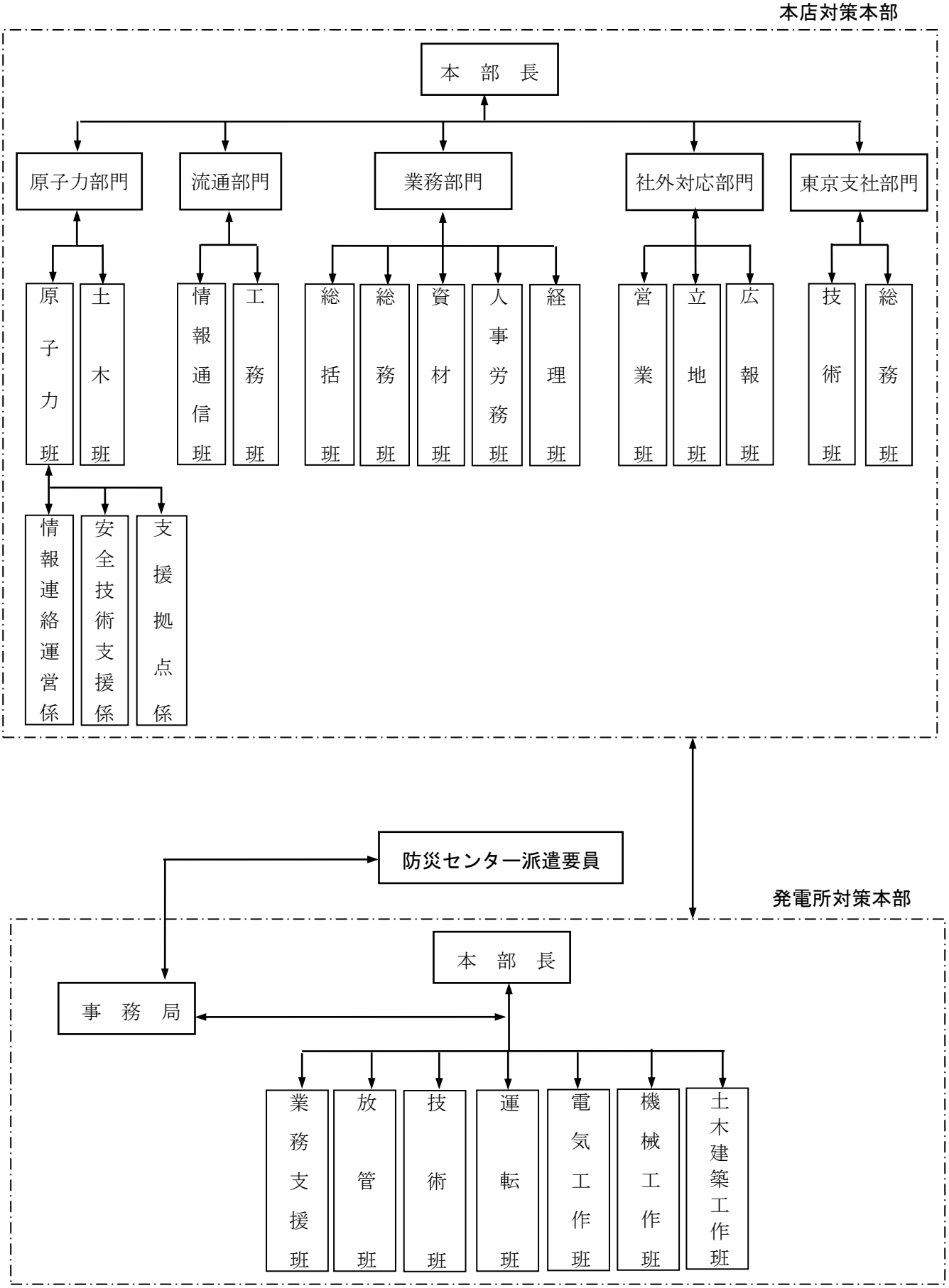

別図２－３－１　発電所敷地境界付近の放射線測定設備

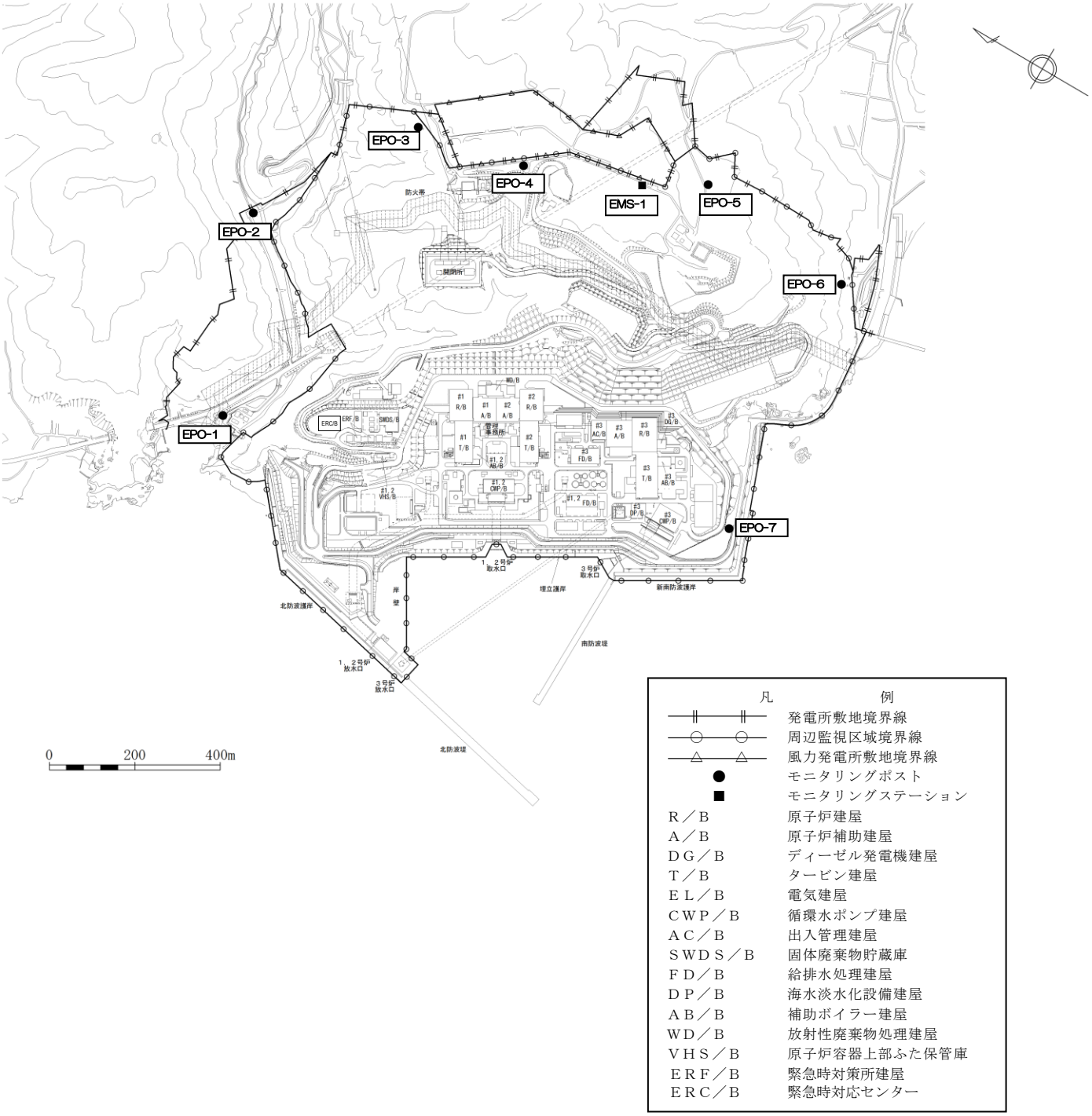


| 名　称 | 測定対象 | 測定器種類（測定レンジ） |
|---|---|---|
| モニタリングポスト１（ＥＰＯ－１）<br>～ モニタリングポスト７（ＥＰＯ－７）、<br>モニタリングステーション（ＥＭＳ－１） | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、<br>電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） |

# 別図２－３－２　シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

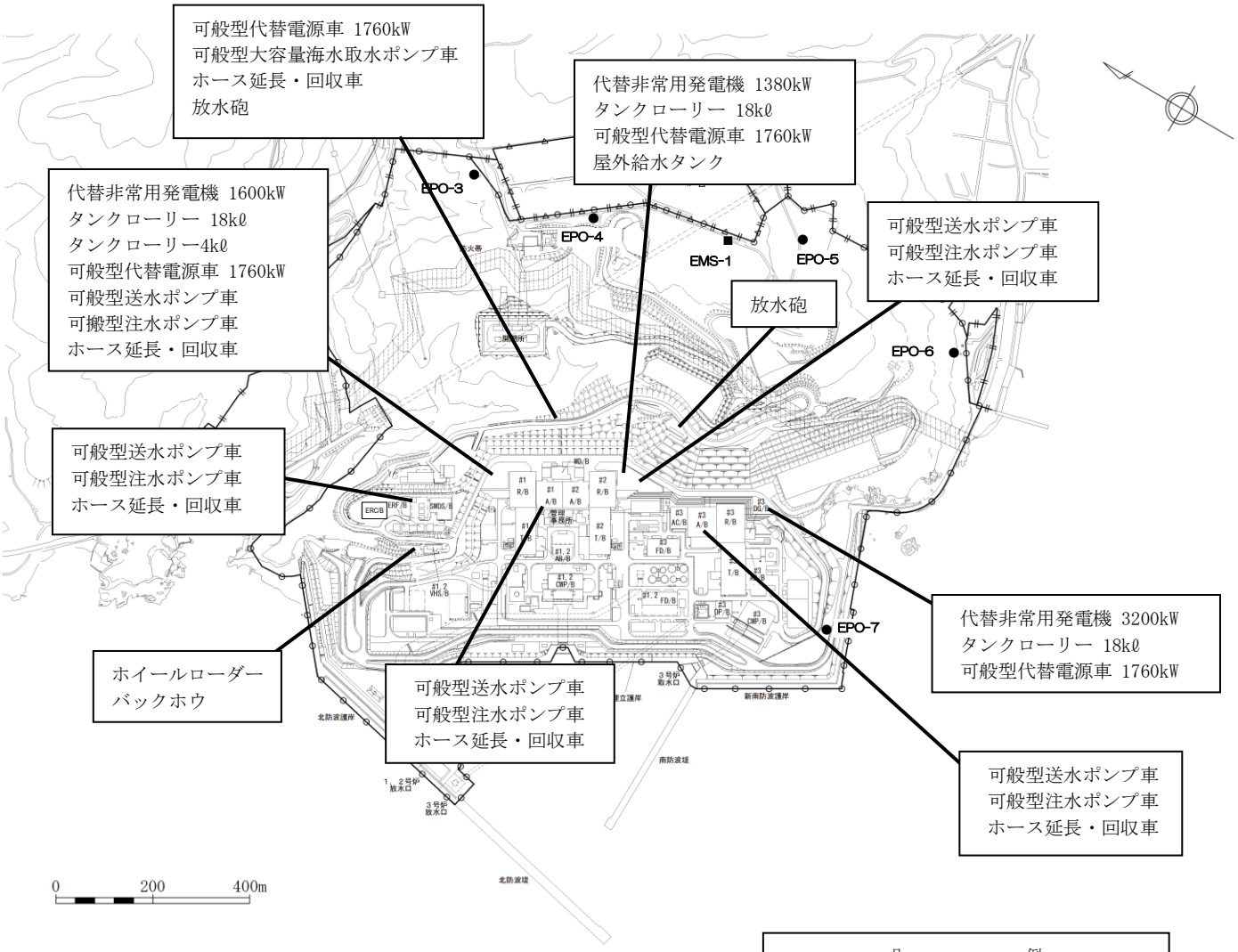


| 凡 | 例 |
|---|---|
| ═══ | 発電所敷地境界線 |
| ○○○ | 周辺監視区域境界線 |
| △△△ | 風力発電所敷地境界線 |
| ● | モニタリングポスト |
| ■ | モニタリングステーション |
| Ｒ／Ｂ | 原子炉建屋 |
| Ａ／Ｂ | 原子炉補助建屋 |
| ＤＧ／Ｂ | ディーゼル発電機建屋 |
| Ｔ／Ｂ | タービン建屋 |
| ＥＬ／Ｂ | 電気建屋 |
| ＣＷＰ／Ｂ | 循環水ポンプ建屋 |
| ＡＣ／Ｂ | 出入管理建屋 |
| ＳＷＤＳ／Ｂ | 固体廃棄物貯蔵庫 |
| ＦＤ／Ｂ | 給排水処理建屋 |
| ＤＰ／Ｂ | 海水淡水化設備建屋 |
| ＡＢ／Ｂ | 補助ボイラー建屋 |
| ＷＤ／Ｂ | 放射性廃棄物処理建屋 |
| ＶＨＳ／Ｂ | 原子炉容器上部ふた保管庫 |
| ＥＲＦ／Ｂ | 緊急時対策所建屋 |
| ＥＲＣ／Ｂ | 緊急時対応センター |

別図２－５－１　発電所内の緊急時対策所及び緊急医療施設等

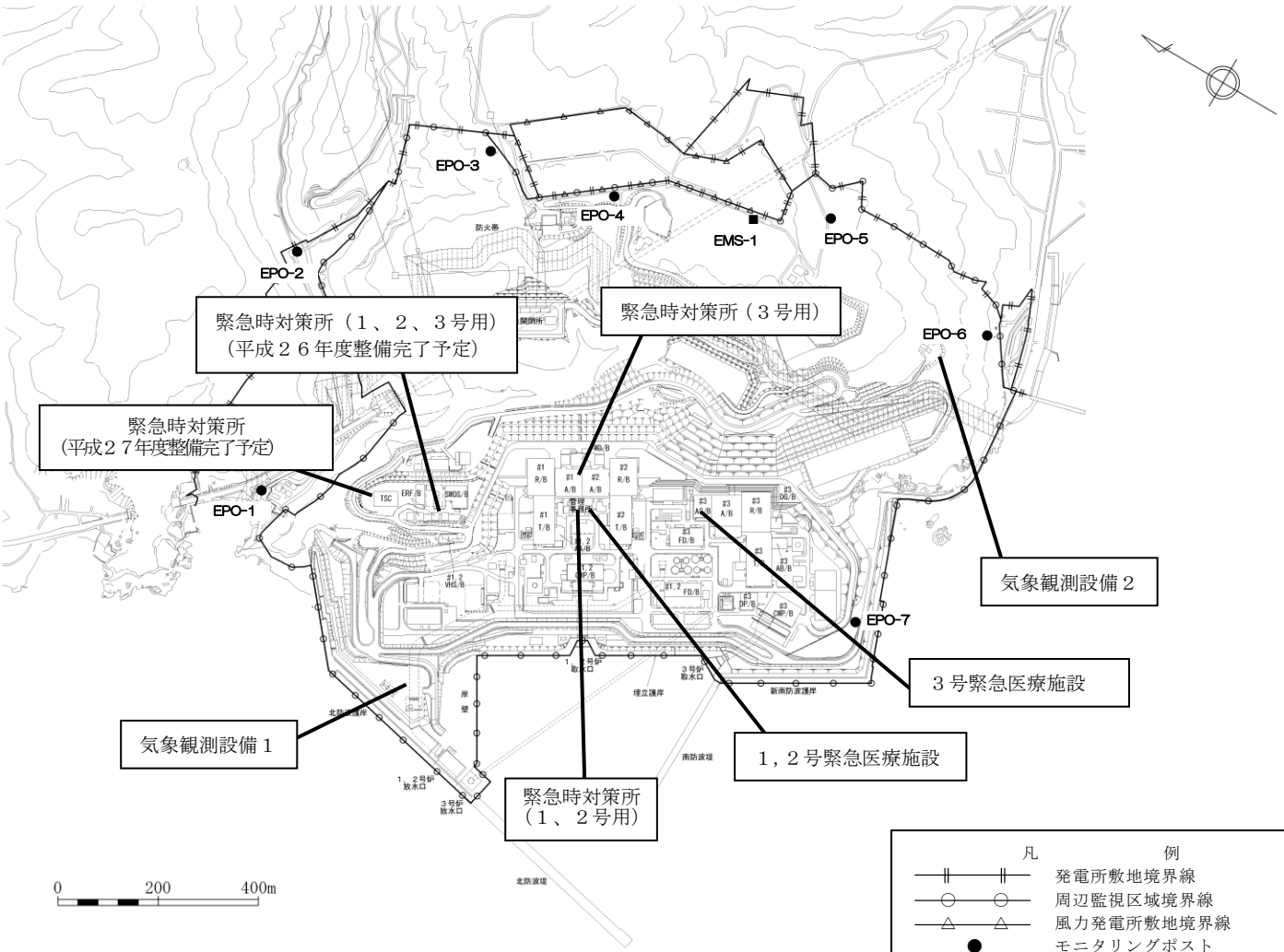


| 分　類 | 名　　称 |
|---|---|
| 気象観測設備１ | 風向風速計（標高約20m、地上高約10m） |
| 気象観測設備２ | 風向風速計（標高約84m、地上高約10m） |

凡　例

| | |
|---|---|
| ═══ | 発電所敷地境界線 |
| ○○○ | 周辺監視区域境界線 |
| △△△ | 風力発電所敷地境界線 |
| ● | モニタリングポスト |
| ■ | モニタリングステーション |
| Ｒ／Ｂ | 原子炉建屋 |
| Ａ／Ｂ | 原子炉補助建屋 |
| ＤＧ／Ｂ | ディーゼル発電機建屋 |
| Ｔ／Ｂ | タービン建屋 |
| ＥＬ／Ｂ | 電気建屋 |
| ＣＷＰ／Ｂ | 循環水ポンプ建屋 |
| ＡＣ／Ｂ | 出入管理建屋 |
| ＳＷＤＳ／Ｂ | 固体廃棄物貯蔵庫 |
| ＦＤ／Ｂ | 給排水処理建屋 |
| ＤＰ／Ｂ | 海水淡水化設備建屋 |
| ＡＢ／Ｂ | 補助ボイラー建屋 |
| ＷＤ／Ｂ | 放射性廃棄物処理建屋 |
| ＶＨＳ／Ｂ | 原子炉容器上部ふた保管庫 |
| ＥＲＦ／Ｂ | 緊急時対策所建屋 |
| ＥＲＣ／Ｂ | 緊急時対応センター |

別図２－５－２　　集合・退避場所

| 対　　象　　者 | 集合・退避場所 | 図面番号 |
|---|---|---|
| 「手動門１」(EL.31m)へ退避した者 | 「手動門１」(EL.31m) | ① |
| 中央警備所周辺及びEL.10mへ退避した者 | 中央警備所横 | ② |
| 保修事務所周辺及び山側から退避した者 | 保修事務所 | ③ |
| 純水タンク横へ退避した者 | 純水タンク横 | ④ |

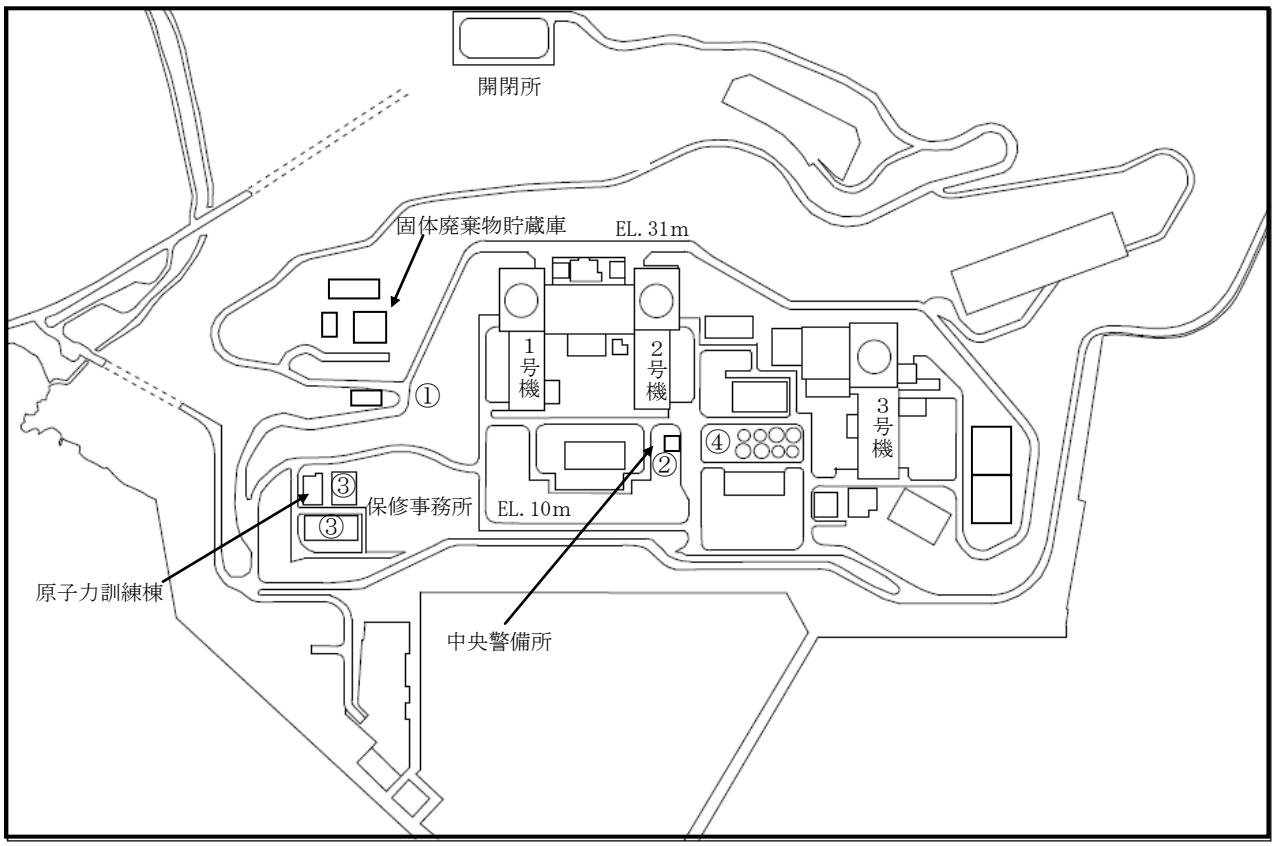

別図２－５－３（１）　１・２号緊急医療施設位置図
（管理事務所１階）

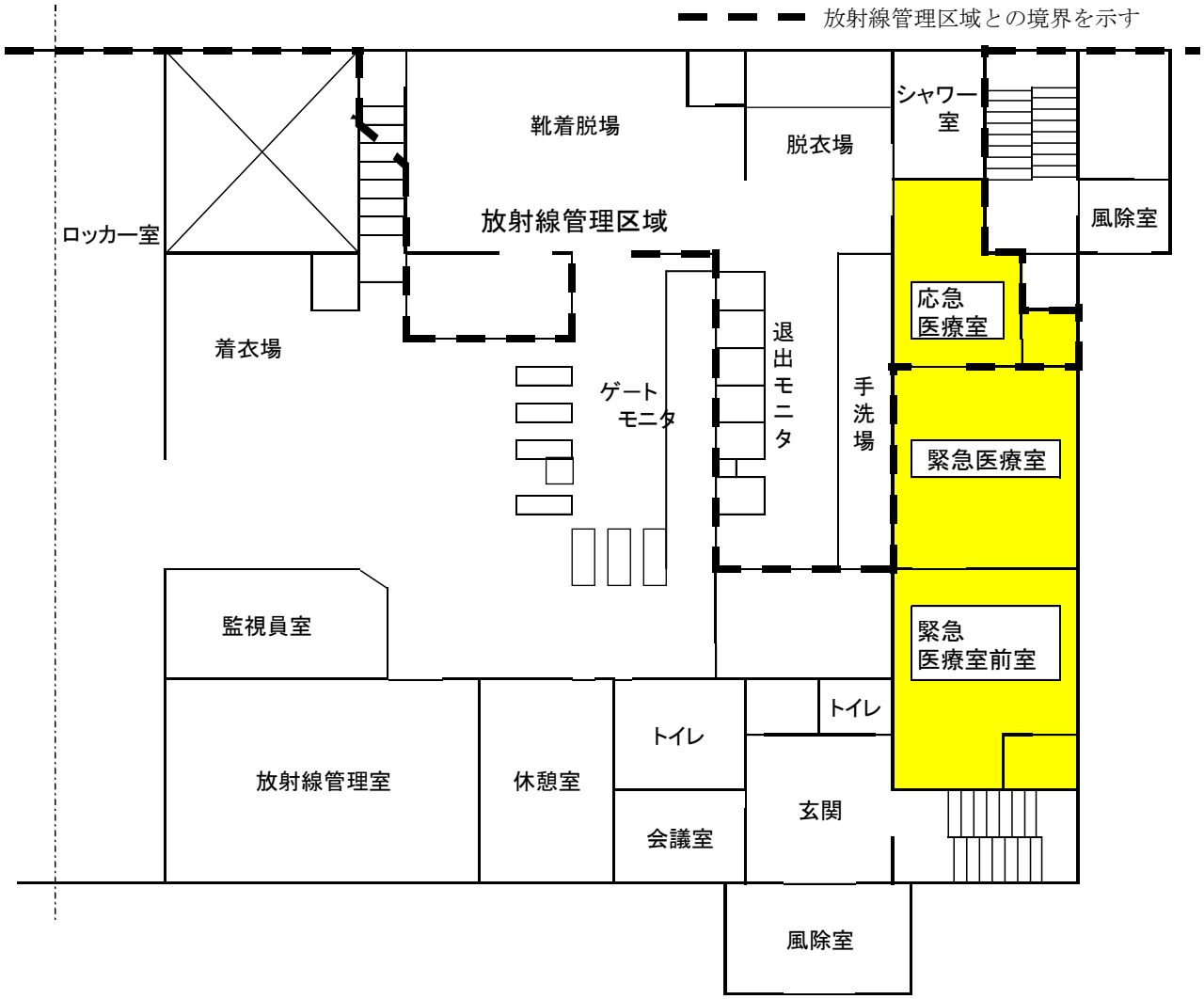

別図２－５－３（２）３号緊急医療施設位置図
（　３号出入管理建屋１階　）

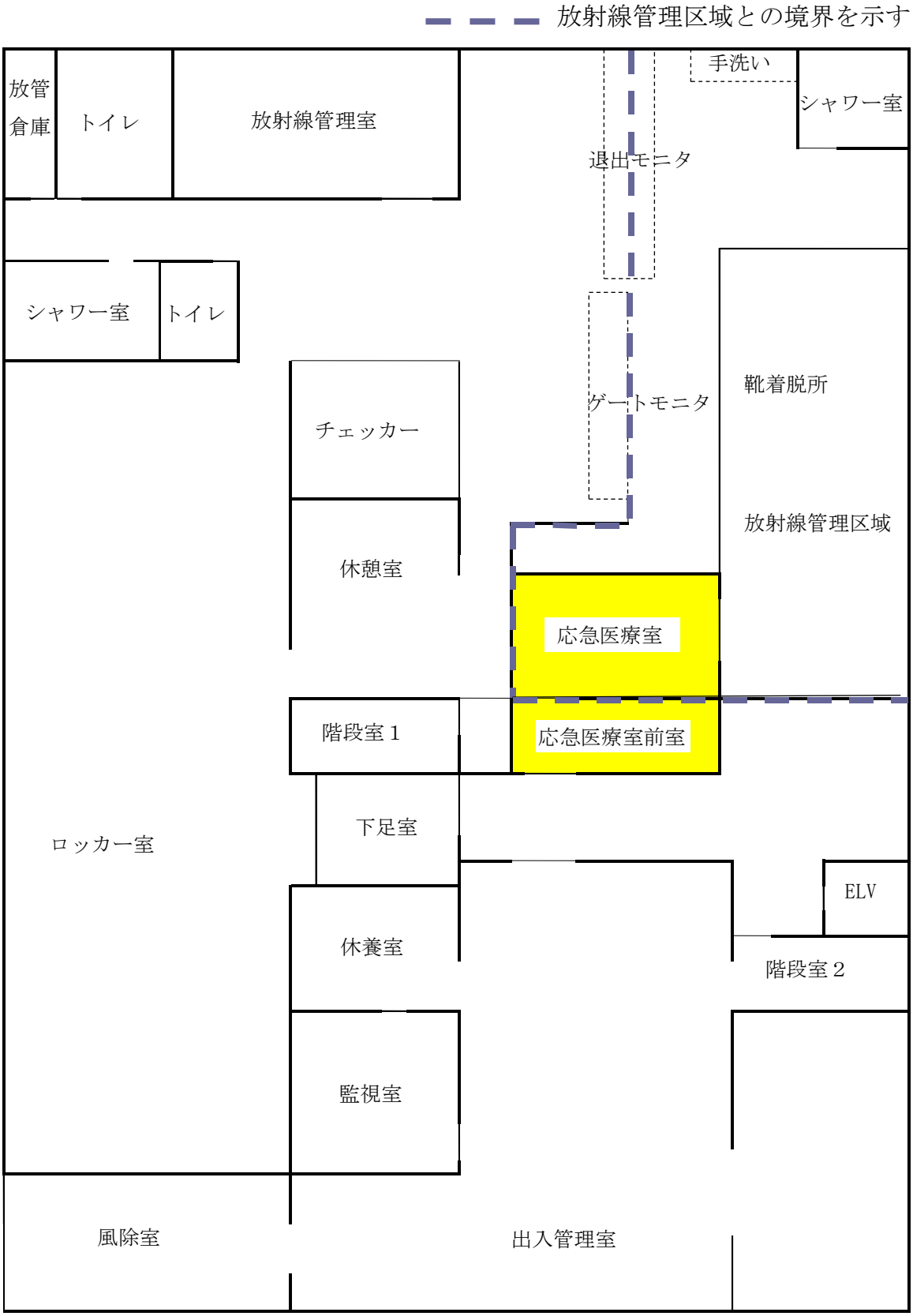

# 別　　表

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（１／５）

| EAL No.※1/略称 | 通　報　基　準 |
|---|---|
| ＡＬ１１<br><br>原子炉停止機能の異常のおそれ | 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。<br>（原子力災害対策指針表２（以下、「指針表２」という。）　警戒事態を判断するＥＡＬ①）<br><br>（解説）<br>運転モード※2 １、２において、原子炉出力に影響のある過渡事象の発生により、原子炉保護系の１チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が、１時間以上継続した場合。<br>ただし、その動作原因が明らかに誤動作であることが判明している場合は除く。 |

※１　EAL No. 記載例（別表２－１－３及び別表２－１－４に示すEAL No.も同様）

例：[Ａ　Ｌ]　[1]　[1]

↑ 事象区分　↑ 事象分類　↑ 連番

| 事象区分 | |
|---|---|
| ＡＬ | 警戒事態に該当する事象 |
| ＳＥ | 施設敷地緊急事態に該当する事象 |
| ＧＥ | 全面緊急事態に該当する事象 |
| ＸＡＬ | 事業所外運搬（EAL対象外） |
| ＸＳＥ | |
| ＸＧＥ | |

| 事象分類 | |
|---|---|
| 0 | 放射線量・放射性物質放出 |
| 1 | 止める |
| 2 | 冷やす |
| 3 | |
| 4 | 閉じ込める |
| 5 | その他脅威 |
| 6 | 事業所外運搬（EAL対象外） |

なお、ＥＡＬ　Ｎｏ．はＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用するＥＡＬ　Ｎｏ．は、欠番となる。

※２（解説）に記載する運転モード

| モード | 原子炉の運転状態 | 原子炉容器スタッドボルトの状態 |
|---|---|---|
| 1 | 出力運転（出力領域中性子束指示値５％超） | 全ボルト締付 |
| 2（停止時） | 出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下）<br>～<br>制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ全挿入※3による原子炉停止 | 全ボルト締付 |
| 2（起動時） | 臨界操作のための制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ引抜操作開始<br>～<br>出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下） | 全ボルト締付 |
| 3 | １次冷却材温度　１７７℃以上 | 全ボルト締付 |
| 4 | １次冷却材温度　９３℃超１７７℃未満 | 全ボルト締付 |
| 5 | １次冷却材温度　９３℃以下 | 全ボルト締付 |
| 6※4 | | １本以上が緩められている |

※３：挿入不能な制御棒を除く。
※４：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注：各ＥＡＬ事象を判断するために使用する計器指示が（解説）に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、ＥＡＬ事象とはならない。

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（２／５）

| EAL No./略称 | 通　報　基　準 |
|---|---|
| ＡＬ２１<br><br>原子炉冷却材の漏えい | 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ②）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が０．２３$m^3$／ｈを超えた場合において、４時間以内に０．２３$m^3$／ｈ以下に漏えい量を回復出来ない場合であって、１２時間以内にモード３に出来ない場合及び５６時間以内にモード５にできない場合。 |
| ＡＬ２４<br><br>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ | 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ③）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、補助給水流量が確保されない場合。<br>なお、補助給水流量が確保されないとは、運転を必要とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプのうち、１台以上が停止し、蒸気発生器へ注水する補助給水流量の合計が、１、２号機は６０$m^3$／ｈ以下、３号機は８０$m^3$／ｈ以下である状態をいう。 |
| ＡＬ２５（※）<br><br>全交流電源喪失のおそれ<br><br>ＡＬ２６（※）<br><br>全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉） | 全ての非常用交流母線からの電気の供給が１系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が１つの電源のみとなり、その状態が１５分以上継続すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ④）<br><br>（解説）<br>全ての運転モードおよび運転モード外において、<br>① 使用可能な所内非常用高圧母線が１系統となった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く）、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか１つになり、その状態が１５分以上継続した場合。<br>② 電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの供給が喪失した状態が３時間以上継続した場合。<br><br>※　原子炉施設に設ける電源設備が新規制基準審査に係る使用前検査合格後「ＡＬ２５」を適用し、それまでは「ＡＬ２６」を適用する。 |
| ＡＬ２９<br><br>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 | 原子炉の停止中に１つの余熱除去ポンプの機能が喪失すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑤）<br><br>（解説）<br>運転モード５（１次冷却系非満水）及び６（キャビティ低水位）において、原子炉の停止後、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合であって以下となった場合。<br>① １次冷却材配管の水位が低下し、１次冷却系統水位（低）（１、２号）／ＲＣＳ上部水位計低（３号）警報値以下となった状態が１５分以上継続した場合。<br>ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。<br>② １台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となった場合。 |

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（３／５）

| EAL No./略称 | 通　報　基　準 |
|---|---|
| ＡＬ３０<br><br>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ | 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑥）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、使用済燃料ピット水の漏えいまたは蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下のサイフォンブレーカー吸込位置まで低下した場合であって、この水位よりも上昇しない状態が１時間以上継続した場合。<br><br>１、２号機：ＮＷＬ－２４ｃｍ以下<br>３号機　　：ＮＷＬ－２３ｃｍ以下<br>ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。 |
| ＡＬ４２<br><br>単一障壁の喪失又は喪失可能性 | 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑩）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがある場合。<br>① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがある場合。　② 燃料被覆管障壁が喪失した場合。<br>③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがある場合。④ 原子炉冷却系障壁が喪失した場合。<br>「燃料被覆管障壁の喪失のおそれ」<br>・１次冷却材のサブクール度が喪失した場合。<br>「燃料被覆管障壁が喪失」<br>・炉内熱電対の最高値が３５０℃以上となった場合。<br>「原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ」<br>・１次冷却材漏えいが発生し、抽出隔離をした状態で、加圧器水位が維持できない場合。<br>「原子炉冷却系障壁が喪失」<br>・「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位以下となった場合。 |
| ＡＬ５１<br><br>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ | 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑦）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなった場合。<br>（まだ、操作を実施することは可能な状態。） |
| ＡＬ５２<br><br>所内外通信連絡機能の一部喪失 | 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑧）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、設備的に異なる電力保安通信用電話設備（ＰＨＳ）、ＮＴＴ一般電話設備、衛星電話設備等のうち、どれか１つの手段のみとなった場合。 |

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（４／５）

| EAL No./略称 | 通　報　基　準 |
|---|---|
| ＡＬ５３<br><br>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ | 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑨）<br><br>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－２に示すものをいう。<br><br>（解説）<br>重要区域において、火災※1又は溢水※2により、別表２－１－２に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が１系統のみとなった場合、若しくは１系統のみになるおそれがある場合。<br>なお、別表２－１－２に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。<br>※１ 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。<br>※２ 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は原子炉格納容器スプレイ及び消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。 |
| 外的事象による影響（地震） | 後志総合振興局管内において、震度６弱以上の地震が発生した場合。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑪）<br><br>（解説）<br>後志総合振興局管内において、震度６弱以上の地震が発生した場合。<br><br>【備考】後志総合振興局管内市町村（２０市町村）<br>泊村、岩内町、共和町、神恵内村、仁木町、余市町、積丹町、古平町、赤井川村、小樽市、倶知安町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、ニセコ町、蘭越町、寿都町、黒松内町、島牧村 |
| 外的事象による影響（津波） | 泊発電所の前面海域において、大津波警報が発令された場合。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑫）<br><br>（解説）<br>泊発電所前面海域において、大津波警報が発令された場合。 |
| 重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） | オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑬）<br><br>（解説）<br>オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。 |

別表２－１－１　警戒事象（原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準）（５／５）

| EAL No./略称 | 通　報　基　準 |
|---|---|
| 外的事象による影響（設計基準超過） | 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑭）<br><br>（解説）<br>泊発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合。（超えるおそれがある場合も含む）<br>＜参考＞<br>竜巻：泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合<br>火山：降灰が継続し、設計降灰量（40cm）を超える恐れのある場合<br>積雪：設計積雪荷重を超えた場合（原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上）<br>外部火災：森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合、又は飛行機等が原子炉施設に衝突し、火災が発生した場合<br>生物学的事象：大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が１系統以上喪失した場合（プラント停止中を除く。） |
| 外的事象による影響（委員長判断） | その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。<br>（指針表２　警戒事態を判断するＥＡＬ⑮）<br><br>（解説）<br>テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。 |

別表２－１－２（１）　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

泊１、２号機

| 安全機器名 | 重要区域 | 設置位置 |
|---|---|---|
| 原子炉トリップ遮断器 | 原子炉トリップ遮断器室 | 原子炉建屋　T.P. 18.3m |
| 安全保護系 | 安全系継電器室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.3m |
| 燃料取替用水タンク | 燃料取替用水タンク | 燃料取替用水タンク建屋　T.P. 24.8m |
| 高圧注入ポンプ | 高圧注入ポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 9.8m |
| 余熱除去ポンプ | 余熱除去ポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 3.3m |
| ほう酸タンク | ほう酸タンク室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| ほう酸ポンプ | ほう酸ポンプ室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| 補助給水タンク | 補助給水タンク | 原子炉建屋　T.P. 31.3m |
| 電動補助給水ポンプ | 電動補助給水ポンプ室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| タービン動補助給水ポンプ | タービン動補助給水ポンプ室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| 充てんポンプ | 充てんポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 9.8m |
| 原子炉補機冷却水ポンプ | 原子炉補機冷却水ポンプエリア | 原子炉補助建屋　T.P. 3.3m |
| 原子炉補機冷却海水ポンプ | 原子炉補機冷却海水ポンプエリア | 循環水ポンプ建屋T.P. 4.5m |
| 制御用空気圧縮機 | 制御用空気圧縮機室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| ディーゼル発電機 | ディーゼル発電機室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| 主蒸気安全弁、<br>主蒸気逃がし弁 | 主蒸気管室 | 原子炉建屋　T.P. 24.8m、31.3m |
| 所内非常用母線 | 安全補機開閉器室、原子炉コントロールセンタ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 9.8m、17.3m |
| 非常用直流電源 | 安全補機開閉器室、安全系蓄電池室・安全系充電器盤室、原子炉コントロールセンタ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 9.8m／24.8m<br>T.P. 17.3m |
| 中央制御室　主盤 | 中央制御室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.3m |
| 中央制御室　原子炉補助盤 | 中央制御室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.3m |
| 中央制御室外原子炉停止盤 | （核物質防護の理由から非公開） | |
| 換気空調系集中現場盤 | | |

別表２－１－２（２）　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

泊３号機

| 安全機器名 | 重要区域 | 設置位置 |
|---|---|---|
| 原子炉トリップ遮断器 | 原子炉トリップ遮断器室 | 原子炉建屋　T.P. 17.8m |
| 安全保護系 | 安全系計装盤室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.8m |
| 燃料取替用水ピット | 燃料取替用水ピット | 原子炉建屋　T.P. 24.8m |
| 高圧注入ポンプ | 高圧注入ポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. -1.7m |
| 余熱除去ポンプ | 余熱除去ポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. -1.7m |
| ほう酸タンク | ほう酸タンク室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.8m |
| ほう酸ポンプ | ほう酸ポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.8m |
| 補助給水ピット | 補助給水ピット | 原子炉建屋　T.P. 24.8m |
| 電動補助給水ポンプ | 電動補助給水ポンプ室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| タービン動補助給水ポンプ | タービン動補助給水ポンプ室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| 充てんポンプ | 充てんポンプ室 | 原子炉補助建屋　T.P. 10.3m |
| 原子炉補機冷却水ポンプ | 原子炉補機冷却水ポンプエリア | 原子炉建屋　T.P. 4.35m |
| 原子炉補機冷却海水ポンプ | 原子炉補機冷却海水ポンプエリア | 循環水ポンプ建屋 T.P. 2.5m |
| 制御用空気圧縮機 | 制御用空気圧縮機室 | 原子炉建屋　T.P. 10.3m |
| ディーゼル発電機 | ディーゼル発電機建屋 | ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機建屋　T.P. 10.3m |
| 主蒸気安全弁、<br>主蒸気逃がし弁 | 主蒸気管室 | 原子炉建屋　T.P. 33.1m |
| 所内非常用母線 | 安全補機開閉器室 | 原子炉補助建屋　T.P. 10.3m |
| 非常用直流電源 | 安全補機開閉器室、安全系蓄電池室 | 原子炉補助建屋　T.P. 10.3m |
| 運転コンソール | 中央制御室 | 原子炉補助建屋　T.P. 17.8m |
| 中央制御室外原子炉停止盤 | （核物質防護の理由から非公開） | |
| 換気空調系集中現場盤 | | |

別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（１／５）

| EAL No./略称 | 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＳＥ０１<br><br>敷地境界付近の放射線量の上昇 | 原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の一つ又は二つ以上について１時間当たり５μSvを検出したとき。<br>・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。<br>・また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、１時間当たり１μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑬） |
| ＳＥ０２<br><br>通常放出経路での気体放射性物質の放出<br><br>ＳＥ０３<br><br>通常放出経路での液体放射性物質の放出 | 排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑬） |
| ＳＥ０４<br><br>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出<br><br>ＳＥ０５<br><br>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 | 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。<br>・管理区域外の場所において、１時間当たり５０μSv以上の放射線量を１０分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の５０倍（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑬） |
| ＳＥ０６<br><br>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ | 原子炉以外の施設において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑭） |

別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（２／５）

| EAL No./略称 | 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＳＥ２１<br><br>原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 | 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ①）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付随する機器の破損等により、１次冷却材が格納容器内に流出し、原子炉圧力の低下により、工学的安全施設作動信号が発信した場合。 |
| ＳＥ２４<br><br>蒸気発生器給水機能の喪失 | 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ②）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、補助給水流量が確保されず、かつ、蒸気発生器の狭域水位が０％以下である場合。<br>なお、補助給水流量が確保されないとは、蒸気発生器へ注水する補助給水流量の合計が、１、２号機は６０$m^3$／ｈ以下、３号機は８０$m^3$／ｈ以下である状態をいう。 |
| ＳＥ２５（※）<br><br>全交流電源の３０分以上喪失<br><br>ＳＥ２６（※）<br><br>全交流電源の５分以上喪失（旧基準炉） | 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、５分以上）継続すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ③）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く）、予備変圧器及び代替非常用発電機からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が３０分以上（原子炉施設に設ける電源設備が新規制基準審査に係る使用前検査に合格するまでは、５分以上）継続した場合。<br><br>※　原子炉施設に設ける電源設備が新規制基準審査に係る使用前検査合格後「ＳＥ２５」を適用し、それまでは「ＳＥ２６」を適用する。 |
| ＳＥ２７<br><br>直流電源の部分喪失 | 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分以上継続すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ④）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が１つとなった場合に当該母線に電気を供給する電源が１つとなる状態が５分以上継続した場合。<br>ただし、計画的な点検の場合は除く。 |
| ＳＥ２９<br><br>停止中の原子炉冷却機能の喪失 | 原子炉の停止中に全ての余熱除去ポンプの機能が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑤）<br><br>（解説）<br>運転モード５（１次冷却系非満水）及び６（キャビティ低水位）において、原子炉の停止後、照射済燃料集合体が原子炉容器内にある場合であって以下となった場合。<br>① １次冷却材配管の水位が低下し、１次冷却系統水位（低）（１、２号）／ＲＣＳ上部水位計低（３号）警報値以下となった状態が３０分以上継続した場合。<br>ただし、計器故障であることが直ちに判断できる場合は除く。<br>② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となった場合。 |

別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（３／５）

| EAL No./略称 | 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＳＥ３０<br><br>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 | 使用済燃料ピットの水位を維持できないこと又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑥）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となった場合。<br>① 使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピットポンプ吸い込み配管上端まで低下した場合。<br>１、２号機：ＮＷＬ－１２０ｃｍ以下<br>３号機　　：ＮＷＬ－１２１ｃｍ以下<br>② 使用済燃料ピット水位が確認できない状態で、使用済燃料ピット水位低警報発信が３時間以上継続した場合。<br>ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。 |
| ＳＥ４１<br><br>格納容器健全性喪失のおそれ | 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑩）<br><br>（解説）<br>運転モードが、１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、あるいはこれに付随する機器等の破損等により、一次冷却材が系外に流出し、格納容器スプレイ信号の設定点※を超え、格納容器スプレイポンプ及びラインが使用不能の状態が、１０分以上継続した場合。<br><br>※ 設定値は、以下のとおり。<br>【１、２号機】格納容器圧力：０．１１５ＭＰａ<br>【３号機】　　格納容器圧力：０．１２７ＭＰａ |
| ＳＥ４２<br><br>２つの障壁の喪失又は喪失可能性 | 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑫）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがある場合。<br>① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ<br>② 燃料被覆管障壁が喪失　＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ<br>③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋格納容器障壁が喪失<br>④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ＋格納容器障壁が喪失<br><br>「燃料被覆管障壁が喪失するおそれ」<br>・１次冷却材のサブクール度が喪失した場合。<br>「燃料被覆管障壁が喪失」<br>・炉内熱電対の最高値が３５０℃以上となった場合。<br>「原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ」<br>・１次冷却材漏えいが発生し、抽出隔離をした状態で、加圧器水位が維持できない場合。<br>「格納容器障壁が喪失」<br>・格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下した場合。 |

別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（４／５）

| EAL No./略称 | 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＳＥ４３<br><br>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 | 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑪）<br><br>（解説）<br>該当設備なし。 |
| ＳＥ５１<br><br>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 | 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑦）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、中央制御室が以下の状況になった場合。<br>① 放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない場合。<br>② 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中の状況において、中央制御室操作盤での安全関連表示が一部消失※した場合。<br><br>※ 安全関連表示の一部消失とは、以下の状況をいう。<br>（１、２号機）<br>操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の直流電源の供給停止による表示灯及び警報の消灯若しくは計器用電源の供給停止による指示計及び記録計の動作停止をいう。ただし、計画的な点検は除く。<br>（３号機）<br>計測制御設備の故障等により、運転コンソールでプラント状態監視若しくは警報が監視不能となった場合をいう。ただし、計画的な点検は除く。 |
| ＳＥ５２<br><br>所内外通信連絡機能の全て喪失 | 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑧）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として設備的に異なる電力保安通信用電話設備（ＰＨＳ）、ＮＴＴ一般電話設備、衛星電話設備等全ての通信手段が使用不能となった場合。 |

別表２－１－３　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（５／５）

| EAL No./略称 | 通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＳＥ５３<br><br>火災・溢水による安全機能の一部喪失 | 火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑨）<br><br>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－２に示すものをいう。<br><br>（解説）<br>火災※1又は溢水※2により、別表２－１－２に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用不可となった、あるいは使用出来なくなった場合。<br>なお、別表２－１－２に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。<br><br>※１火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が発火することをいう。<br>※２ 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水または原子炉格納容器スプレイ及び消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。 |
| ＳＥ５５<br><br>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 | その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。<br>（指針表２　施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ⑭）<br><br>（解説）<br>テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合。 |
| ＸＳＥ６１<br><br>事業所外運搬での放射線量率の上昇<br><br>ＸＳＥ６２<br><br>事業所外運搬での放射性物質漏えい | 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。<br>・事業所外運搬に使用する容器から１m離れた地点で１００μSv/h以上の放射線量を検出したとき。<br>・事業所外運搬に使用する容器（Ｌ型、ＩＰ-１型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき。<br>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）<br><br>（解説）<br>放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合船長）が放射線量を測定する。<br>輸送責任者（海上輸送の場合船長）が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性があると判断した場合に通報が行われる。 |

別表２－１－４　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（１／５）

| EAL No./略称 | 判断基準（全面緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＧＥ０１<br><br>敷地境界付近の放射線量の上昇 | 原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の二つ以上について１時間当たり５μSvを検出するか、又は一地点について１時間当たり５μSvを１０分以上継続して検出したとき。<br>・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑫） |
| ＧＥ０２<br><br>通常放出経路での気体放射性物質の放出<br><br>ＧＥ０３<br><br>通常放出経路での液体放射性物質の放出 | 排気筒、放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑫） |
| ＧＥ０４<br><br>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出<br><br>ＧＥ０５<br><br>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 | 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。<br>・管理区域外の場所において、１時間当たり５mSv以上の放射線量を１０分以上継続して検出した場合、又は空気中濃度限度の５０倍に１００を乗じた濃度（１時間当たり５００μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑫） |
| ＧＥ０６<br><br>施設内（原子炉外）での臨界事故 | 原子炉以外の施設において、核燃料物質が臨界状態にあるとき。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑬） |
| ＧＥ１１<br><br>原子炉停止の失敗又は停止確認不能 | 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ①）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２において、原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の自動挿入及び中央制御室での手動制御棒操作、手動トリップ操作、MGセット電源断によるトリップ操作及びトリップ遮断器手動開放ができない場合、又は原子炉非常停止後、原子炉出力が定格出力の５％未満でかつ、中間領域中性子束起動率が零又は負であることが確認できない場合。 |

別表２－１－４　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（２／５）

| EAL No./略称 | 判断基準（全面緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＧＥ２１<br><br>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 | 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ②）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又は、これに付随する機器の破損等により、１次冷却材が格納容器内に流出し、原子炉圧力低下により、工学的安全施設が作動した場合において以下となった場合。<br>① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しない場合。<br>又は<br>② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できない場合。<br>ただし、１次冷却材圧力が当該機器の注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。<br>及び<br>③ 蓄圧タンク水位又は圧力にて蓄圧タンク水が原子炉へ注水されていることが確認できない場合。 |
| ＧＥ２４<br><br>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 | 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ③）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下となった場合。<br>① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しない場合。<br>又は<br>② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できない場合。<br>ただし、１次冷却材圧力が当該機器の注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。<br>及び<br>③ 蓄圧タンク水位又は圧力にて蓄圧タンク水が原子炉へ注水されていることが確認できない場合。 |
| ＧＥ２５（※）<br><br>全交流電源の１時間以上喪失<br><br>ＧＥ２６（※）<br><br>全交流電源の３０分以上喪失(旧基準炉) | 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第一項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第七十二条第一項の基準に適合しない場合には、３０分以上）継続すること。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑤）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く）、予備変圧器及び代替非常用発電機からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となり、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が新規制基準審査に係る使用前検査に合格するまでは、３０分以上）継続した場合。<br><br>※　原子炉施設に設ける電源設備が新規制基準審査に係る使用前検査合格後「ＧＥ２５」を適用し、それまでは「ＧＥ２６」を適用する。 |

別表２－１－４　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（３／５）

| EAL No./略称 | 判断基準（全面緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＧＥ２７<br><br>全直流電源の５分以上喪失 | 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑥）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、全ての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が５分以上継続した場合。 |
| ＧＥ２８<br><br>炉心損傷の検出 | 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑦）<br><br>（解説）<br>全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が１×１０$^{5}$mSv/h以上及び炉心出口温度が３５０℃以上となった場合。 |
| ＧＥ２９<br><br>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 | 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（１、２号）／燃料取替用水ピット（３号）からの注水ができないこと。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑧）<br><br>（解説）<br>運転モード５（１次冷却系非満水）及び６（キャビティ低水位）において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク（１、２号）／燃料取替用水ピット（３号）から炉心へ注入する手段の全てが喪失した場合。 |
| ＧＥ３０<br><br>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 | 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑨）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方２ｍの水位に低下した場合。<br>１号機：ＮＷＬ－５４６ｃｍ<br>２号機：ＮＷＬ－５４６ｃｍ<br>３号機：ＮＷＬ－５４３ｃｍ<br>ただし、計器故障であることが直ちに判断できる場合は除く。 |

別表２－１－４　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（４／５）

| EAL No./略称 | 判断基準（全面緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＧＥ４１<br><br>格納容器圧力の異常上昇 | 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ④）<br><br>（解説）<br>運転モードが、１、２、３及び４において、格納容器が最高使用圧力※1又は最高使用温度※2に達した場合。<br><br>※１、※２　最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。<br>【１、２号機】<br>最高使用格納容器圧力：０．２５５ＭＰａ<br>最高使用格納容器温度：１２８℃（最高使用圧力時の飽和温度）<br>【３号機】<br>最高使用格納容器圧力：０．２８３ＭＰａ<br>最高使用格納容器温度：１３２℃（最高使用圧力時の飽和温度） |
| ＧＥ４２<br><br>２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失可能性 | 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑪）<br><br>（解説）<br>運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがある場合。<br>① 燃料被覆管障壁が喪失＋原子炉冷却系障壁が喪失＋格納容器障壁が喪失するおそれ<br><br>「燃料被覆管障壁が喪失」<br>・炉内熱電対の最高値が３５０℃以上となった場合。<br>「原子炉冷却系障壁が喪失」<br>・「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位以下となった場合。<br>「格納容器障壁が喪失するおそれ」<br>・格納容器隔離信号作動時に、隔離弁の１弁以上が自動及び手動で閉止できない場合。 |

別表 ２－１－４ 原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（５／５）

| EAL No./略称 | 判断基準（全面緊急事態に該当する事象） |
|---|---|
| ＧＥ５１<br><br>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 | 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑩）<br><br>（解説）<br>全ての運転モード及び運転モード外において、中央制御室が以下の状況になった場合。<br>① 放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要となった場合。<br>② 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中の状況において、中央制御室操作盤での安全関連表示が全て消失※した場合。<br><br>※ 安全関連表示が全て消失とは、以下の状況をいう。<br>（１、２号機）<br>全ての操作盤への直流電源の供給停止による表示灯及び警報の消灯並びに計器用電源の供給停止による指示計及び記録計の動作停止をいう。<br>（３号機）<br>計測制御設備の故障等により、運転コンソールでプラント状態監視若しくは警報が監視不能となった場合をいう。 |
| ＧＥ５５<br><br>住民の避難を開始する必要がある事象発生 | その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。<br>（指針表２　全面緊急事態を判断するＥＡＬ⑬）<br><br>（解説）<br>テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断した場合。 |
| ＸＧＥ６１<br><br>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇<br><br>ＸＧＥ６２<br><br>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい | 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。<br>・事業所外運搬に使用する容器から１m離れた地点で１０mSv/h以上の放射線量を検出したとき。<br>・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（ＩＰ型を除く）から、放射性物質の種類に応じてＡ２値等の漏えいがあったとき。<br>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）<br><br>（解説）<br>放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合船長）が放射線量を測定する。<br>$A_2$値等を超えた漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況からＢ型輸送物から有為な漏洩が認められた場合、$A_2$値相当の漏洩があったとみなして運用される。 |

別表２－１－５　原子力防災要員の職務と人員（発電所内）

| | 原子力防災要員の職務 | 人員 |
|---|---|---|
| 1 | 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会（事業所外運搬の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整 | 事務局　4名<br>業務支援班　1名※1 |
| 2 | 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力 | 事務局　2名<br>（内１名は原子力防災管理者が指名する者） |
| 3 | 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報 | 業務支援班　3名※1 |
| 4 | 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握 | 放管班　5名※2 |
| 5 | 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施 | 技術班　2名<br>運転班　2名 |
| 6 | 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧 | 電気工作班　2名<br>機械工作班　2名<br>土木建築工作班　1名 |
| 7 | 放射性物質による汚染の除去 | 放管班　5名※2 |
| 8 | 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 | 業務支援班　3名※1 |
| 9 | 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送 | 業務支援班　4名※1 |
| 10 | 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導 | 業務支援班　4名※1 |

※１　業務支援班長は各職務を兼務。
※２　放管班長は両職務を兼務。

別表２－１－６　　派遣要員の職務と人員（防災センター内）

| | 派　遣　要　員　の　職　務 | 人　　員 |
|---|---|---|
| 合同対策協議会（全体会議） | ・緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡<br>・緊急事態対応方針の確認<br>・緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有<br>・放射線モニタリング状況及び予測の報告<br>・プラント状況及び予測の報告<br>・広報内容の確認（主要なもの）<br>・住民広報内容の確認（主要なもの）<br>・関係地方公共団体及び関係機関からの要望の取りまとめ<br>・その他、原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告 | １名＊ |
| 広報班 | 報道機関等対応、住民等への広報<br>・報道機関等への対応<br>・住民等への対応 | １名 |
| プラントチーム | 事故状況の把握、事故の推移予測<br>・プラント情報の収集<br>・事故の推移予測 | ２名 |

＊　合同対策協議会への派遣要員は社長から指名をされた者で原子力防災要員ではない。（合同対策協議会が開催されるまでの現地事故対策連絡会議には防災要員を派遣。）

別表２－３－１　　発電所敷地境界付近の放射線測定設備

| 名　称 | 測定対象 | 測定器種類（測定レンジ） | 点検頻度 |
|---|---|---|---|
| モニタリングポスト１ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト２ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト３ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト４ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト５ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト６ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリングポスト７ | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |
| モニタリング<br>ステーション | 空間線量率 | ＮａＩ（0.87nGy/h～$10^4$nGy/h）、電離箱（$10^3$nGy/h～$10^8$nGy/h） | １回／年<br>１回／３ヶ月 |

別表２－３－２　　原子力防災資機材（１／２）

| 分類 | 法令による名称 | 具体的名称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 放射線障害防護用器具 | 汚染防護服 | 防護衣（タイベック、オーバーシューズ、靴下、白綿手袋、ゴム手袋２重） | １，０５５組 | 1回／年<br>(員数確認) | 緊急時対策所、ほか |
| | 呼吸用ボンベ(交換用の物を含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク | セルフエアセット | ５個 | 1回／年 | |
| | フィルター付き防護マスク | チャコール付きマスク | １，１０５組 | 1回／年 | |
| 非常用通信機器 | 通常の業務に使用しない電話回線 | 緊急時用電話回線 | ９回線 | 1回／年<br>(通話確認) | 緊急時対策所、ほか |
| | ファクシミリ装置 | 専用ファクシミリ | ７台 | 1回／年<br>(通信確認) | |
| | 携帯電話その他使用場所を特定しない通信機器 | 移動無線機(無線１０台、電話３台) | １３台 | 1回／年<br>1回／5年 | 緊急時対策所、ほか |
| 計測器等 | 排気筒その他通常時に建屋の外部に放出する場所から放出される放射性物質を測定するための固定式測定器 | 排気筒モニタ | １号機　２台<br>２号機　２台<br>３号機　２台 | 1回／ｃｙ | 管理区域 |
| | | 試料放射能分析装置<br>(排水モニタ) | 1,2号機　１台<br>３号機　１台 | 1回／年<br>（1回／ｃｙ） | |
| | ガンマ線測定用可搬式測定器 | シンチレーションサーベイメータ | ４台 | 1回／年 | 緊急時対策所、ほか |
| | | 電離箱サーベイメータ | １３台 | 1回／年 | |
| | 中性子線測定用可搬式測定器 | 中性子線サーベイメータ | ２台 | 1回／年 | 管理区域 |
| | 空間放射線積算線量計 | 蛍光ガラス素子 | １００個 | 1回／年 | 環境測定室 |
| | | 蛍光ガラス線量計リーダー | １台 | 1回／年 | |
| | 表面の放射性物質密度を測定することが可能な可搬式測定器 | GM管式汚染サーベイメータ | １３台 | 1回／年 | 緊急時対策所、ほか |
| | 可搬式ダスト測定関連機器 | ダストサンプラ | ４台 | 1回／年 | 緊急時対策所、ほか |
| | | ダスト測定装置<br>(モニタリングカーに搭載) | １台 | 1回／ｃｙ | ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰに搭載 |
| | 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 | 移動式よう素サンプラ | ２台 | 1回／年 | 緊急時対策所 |
| | | よう素測定装置<br>(モニタリングカーに搭載、ダスト測定装置と共用) | １台 | 1回／ｃｙ | ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｶｰに搭載 |
| | 個人用外部被ばく線量測定器 | ガラスバッジ | ２００台 | 1回／年<br>(員数確認) | 緊急時対策所 |
| | その他　エリアモニタリング設備 | 格納容器高レンジエリアモニタ | １号機　４台<br>２号機　４台<br>３号機　４台 | 1回／ｃｙ | 管理区域 |
| | | 使用済燃料ピットエリアモニタ | １号機　１台<br>２号機　１台<br>３号機　１台 | 1回／ｃｙ | |
| | | 使用済燃料ピットエリア可搬型エリアモニタ | １号機　１台<br>２号機　１台<br>３号機　１台 | 1回／年 | |
| | その他　モニタリングカー | モニタリングカー（ディーゼル車） | １台 | 道路運送車両法に基づく点検 | 固体廃棄物貯蔵庫横 |

別表２－３－２　　原子力防災資機材（２／２）

| 分類 | 法令による名称 | 具体的名称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| その他資機材 | ヨウ化カリウムの製剤 | ヨウ化カリウム丸 | ２４，０００錠 | １回／年<br>(員数確認) | 1･2号機中央制御室、ほか |
| | 担架 | 担架 | ５６台 | １回／年<br>(員数確認) | 健康相談室、ほか |
| | 除染用具 | 除染キット | ２式 | １回／年<br>(員数確認) | 緊急時対策所 |
| | 被ばく者の輸送のために使用可能な車両 | 車両 | １台 | 道路運送車両法に基づく点検 | 1.2号機側駐車場 |
| | 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 | 屋外消火栓設備 | １式 | １回／年 | 発電所構内 |
| | | 化学消防自動車 | １台 | 道路運送車両法に基づく点検 | 消防車車庫 |
| | | 水槽付消防ポンプ自動車 | １台 | 道路運送車両法に基づく点検 | |

※　１回／ｃｙ（サイクル）とは、原則として原子炉施設の定期事業者検査毎に行うことをいう。尚、モニタリングカーに搭載しているダスト測定装置及びよう素測定装置は、１号機定期事業者検査で実施する。
化学消防自動車および水槽付消防ポンプ自動車の艤装部については1回／年の点検頻度で点検する。

別表２－３－３　原子力防災資機材以外の主な資機材

| 分類 | 名　　称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|---|
| 統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器(地上系/衛星系) | ＴＶ会議システム | ２台 | １回／年<br>(通信確認) | 緊急時対策所 |
| | 電話 | １２台 | １回／年<br>(通話確認) | |
| | ファクシミリ | ６台 | １回／年<br>(通信確認) | |
| | ＳＰＤＳ※1 | １式 | １回／Cy | 管理事務所地下２階 |
| 非常用通信機器 | 衛星電話 | ７台 | １回／年<br>(通話確認) | 1･2号機中央制御室、<br>3号機中央制御室、ほか |
| | ファクシミリ（衛星ＦＡＸ用） | １台 | １回／年<br>(送信確認) | 緊急時対策所 |
| | 衛星携帯電話 | １６台 | １回／年<br>(通話確認) | 緊急時対策所ほか |
| 計測機器 | 可搬型ポスト | １２台 | １回／年 | 1･2号機原子炉補助建屋<br>T.P.32.8m |
| | ホールボディカウンター | ２台 | １回／年 | 管理事務所地下１階 |
| その他 | バルーンライト | ２台 | １回／年<br>(外観点検) | T.P.39m仮設資機材倉庫 |
| | 投光器 | ２５台 | １回／年<br>(外観点検) | 緊急時対策所、<br>T.P.39m仮設資機材倉庫、ほか |
| | 屋外用テント | １式 | １回／年<br>(外観点検) | 1･2号機原子炉補助建屋<br>T.P.32.8m（非管理区域）エリア |
| | 小型発電機 | ５台 | １回／２年<br>(確認運転、<br>オイル交換) | T.P.39m仮設資機材倉庫、ほか |
| | トラック（パワーゲート付） | １台 | 道路運送車両法<br>に基づく点検 | T.P.39m屋外エリア |

※１：ＳＰＤＳデータ伝送項目は、別表２－５－４のとおり。

## 別表２－３－４　シビアアクシデント対策等に関する主な資機材

| 名　　称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|
| 代替非常用発電機<br>3200kW（4000kVA）<br>1600kW（2000kVA）<br>1380kW（1725kVA） | １台<br>２台<br>２台 | １回／月　　（性能検査）<br>１回／年　　（外観点検）<br>１回／１，０００時間*<br>（開放点検） | T.P.31 m屋外エリア |
| 可搬型代替電源車<br>1760kW（2200kVA） | ８台 | | T.P.31 m屋外エリアほか |
| タンクローリー（１８ｋℓ） | ３台 | １回／年　　（外観点検） | T.P.31 m屋外エリア |
| タンクローリー（４ｋℓ） | ５台 | | T.P.39 m屋外エリア<br>T.P.31 m屋外エリア |
| 可搬型大容量海水送水ポンプ車 | ２台 | １回／年　　（運転確認） | 屋外展望台エリア付近ほか |
| 可搬型送水ポンプ車 | １５台 | | T.P.31 m屋外エリアほか |
| 可搬型注水ポンプ車 | ８台 | | T.P.31 m屋外エリアほか |
| 放水砲 | ２台 | １回／年　　（外観点検） | 屋外展望台エリア付近ほか |
| ホース延長・回収車（可搬型送水ポンプ車用） | ４台 | １回／年　　（外観点検） | T.P.31 m屋外エリアほか |
| ホース延長・回収車（可搬型大容量海水送水ポンプ車用） | ２台 | １回／年　　（外観点検） | T.P.31 m屋外エリアほか |
| 屋外給水タンク | 一式 | １回／年　　（外観点検） | T.P.31 m屋外エリア |
| バックホウ | ２台 | １回／月　　（確認運転）<br>１回／年　　（性能試験） | T.P.31 m屋外エリアほか |
| ホイールローダー | ２台 | | T.P.39 m屋外エリア付近 |

※：等価運転時間が１，０００時間を超えた時点で実施する。

## 別表２－３－５　本店対策本部の主な原子力防災関連資機材

| 分　類 | 名　　称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|---|
| 統合原子力防災ネットワークに接続する通信機器（地上伝送系/衛星伝送系） | ＴＶ会議システム | １台 | １回／年<br>（通信確認） | 本　店 |
| | 電話 | ８台 | １回／年<br>（通話確認） | |
| | ファクシミリ | ４台 | １回／年<br>（通信確認） | |
| | ＳＰＤＳ※1、※2 | １式 | １回／年 | |
| 非常用通信機器 | 衛星電話（FAX機能付） | ５台 | １回／年<br>（通話確認） | |
| | 衛星携帯電話 | １１台 | １回／年<br>（通話確認） | |

※１：平成２７年度下期に整備完了予定（地上伝送系）。
※２：ＳＰＤＳデータ伝送項目は、別表２－５－４のとおり。

別表２－３－６　原子力事業所災害対策支援拠点の主な原子力防災関連資機材

| 分類 | 名　　称 | 数　量 | 点検頻度 | 設置箇所・保管場所 |
|---|---|---|---|---|
| 出入管理 | 放射線管理用作業者証発行機 | １台 | １回／年<br>(目視点検) | 札幌東電力センター |
| 計測器類 | GM管式汚染サーベイメータ | ２０台 | １回／年 | |
| | NaIｼﾝﾁﾚｰｼｮﾝｻｰﾍﾞｲﾒｰﾀ | １台 | １回／年 | |
| | 電離箱サーベイメータ | １台 | １回／年 | |
| | 個人線量計（ＰＤ） | ４２０台 | １回／年 | |
| 放射線障害防護用器具 | 保護衣類（タイベック） | ３，０００組 | １回／年<br>(員数確認) | |
| | 保護具類（全面マスク） | ８８０個 | １回／年<br>(目視点検) | |
| 非常用通信機器 | 衛星携帯電話 | ２台 | １回／年<br>(通信確認) | 本　店 |
| | 衛星電話（FAX機能付） | ２台 | １回／年<br>(通信確認) | |
| | トランシーバー | ４台 | １回／年<br>(通信確認) | |
| その他 | ヨウ化カリウム丸 | ４，８００錠 | １回／年<br>(員数確認) | |
| | 除染用機材（シャワー設備等） | １式 | １回／年<br>(員数確認) | 札幌東電力センター |

別表２－４－１　防災センターに備え付ける資料（原災法第１２条第４項関係）

| 資　　料　　名 |
|---|
| １．泊発電所原子力事業者防災業務計画 |
| ２．泊発電所原子炉設置許可申請書 |
| ３．泊発電所原子炉施設保安規定 |
| ４．発電所プラント配置図 |

別表２－４－２　発電所、本店及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

| 資　　料　　名 |
|---|
| １．泊発電所サイト周辺地図 |
| （１）サイト周辺地図（１／２５，０００）※ |
| （２）サイト周辺地図（１／５０，０００）※ |
| ２．泊発電所サイト周辺航空写真パネル※ |
| ３．泊発電所気象観測データ |
| （１）統計処理データ※ |
| （２）毎時観測データ※ |
| ４．泊発電所周辺環境モニタリング関連データ |
| （１）空間線量モニタリング配置図※ |
| （２）環境試料サンプリング位置図※ |
| （３）環境モニタリング測定データ※ |
| ５．泊発電所周辺人口関連データ |
| （１）方位別人口分布図 |
| （２）集落の人口分布図 |
| （３）市町村人口表 |
| ６．泊発電所主要系統模式図 |
| ７．泊発電所原子炉設置許可申請書※ |
| ８．泊発電所系統図及びプラント配置図 |
| （１）発電所系統図 |
| （２）プラント配置図※ |
| ９．泊発電所プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 |
| １０．泊発電所プラント主要設備概要 |
| １１．泊発電所原子炉安全保護系ロジック一覧表 |
| １２．規定類 |
| （１）泊発電所原子炉施設保安規定※ |
| （２）泊発電所原子力事業者防災業務計画※ |

※：原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表２－５－１　発電所の原子力災害対策活動で使用する施設

１．緊急時対策所（１、２号用）※

| 項　　目 | 仕　　様 |
|---|---|
| 設置場所 | 管理事務所地下２階（T.P.2.3m） |
| 耐震性 | 建築基準法の1.5倍の耐力<br>機材は転倒防止措置 |
| 床面積 | 約１３０$m^2$ |
| 放射線防護対策 | よう素除去機能を備えた非常用循環フィルタユニット等の換気空調設備<br>外壁コンクリート・地下構造 |
| 非常用電源 | １号機非常用母線、小型発電機 |
| 燃料 | 軽油（タンクローリー、ヘリコプター、船舶等にて補給） |

※　緊急時対策所（１、２、３号共用）の運用開始後は、緊急時対策所（１、２号用）を廃止する。

２．緊急時対策所（３号用）※

| 項　　目 | 仕　　様 |
|---|---|
| 設置場所 | １号機原子炉補助建屋２階<br>（T.P.17.3m、T.P.20.75m、T.P.21.3m） |
| 耐震性 | 耐震Ｓクラス設計の耐震性<br>機材は転倒防止措置 |
| 床面積 | 約３５５$m^2$（待機・休憩スペース含む） |
| 放射線防護対策 | よう素除去機能を備えた非常用循環フィルタユニット等の換気空調設備<br>外壁コンクリート |
| 非常用電源 | 緊急時対策所用非常用発電機 |
| 燃料 | 軽油（タンクローリー、ヘリコプター、船舶等にて補給） |

※　緊急時対策所（１、２号用）が使用できない場合の代替場所。なお、緊急時対策所（１、２、３号共用）を３号機単独使用としての運用開始後は、緊急時対策所（３号用）を廃止する。

３．緊急時対策所（１、２、３号共用）※

| 項　　目 | 仕　　様 |
|---|---|
| 設置場所 | 緊急時対策所建屋（T.P.39m） |
| 耐震性 | 建築基準法の1.5倍及び基準地震動Ｓｓによる機能維持を満足 |
| 床面積 | 約３４６ｍ$^2$（待機スペース、チェンジングエリア含む） |
| 放射線防護対策 | よう素除去機能を備えた空気浄化ファン等の換気空調設備<br>外壁コンクリート |
| 非常用電源 | 緊急時対策所（１、２、３号共用）用発電機 |
| 燃料 | 軽油（タンクローリー、ヘリコプター、船舶等にて補給） |

※　平成２６年度整備完了予定。なお、緊急時対策所（１、２、３号共用）を３号機単独使用としての運用開始後は、緊急時対策所（１、２号用）が使用できない場合の代替場所とする。

## 別表２－５－２　気象観測設備

| 分　類 | 名　　称 | 数　　量 | 点 検 頻 度 | 設置場所 |
|---|---|---|---|---|
| 気象観測設備 | 風向風速計（標高約20m、地上高約10m） | １台 | １回／年 | 約T.P.10m |
| | 風向風速計（標高約84m、地上高約10m） | １台 | １回／年 | 約T.P.74m |

## 別表２－５－３　本店の原子力災害対策活動で使用する施設

１．即応センター

| 項　　目 | 仕　　様 |
|---|---|
| 設置場所 | 本店（本館）７階（T.P.約４３ｍ） |
| 耐震性 | 一般建築物相当の耐震性 |
| 床面積 | 約３００ｍ$^2$ |
| 非常用電源 | 非常用ディーゼル発電機（500kVA×２台） |
| 燃料 | 備蓄燃料：３日間分以上 |
| その他 | 消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達 |

# 別表２－５－４（１）　ＳＰＤＳデータ伝送項目

泊１号機

| No. | 常時伝送項目 | 単位 | No. | 常時伝送項目 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 主排気筒ガスモニタ | ｃｐｍ | 36 | Ａ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | ㎥/h |
| 2 | 主排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） | ｃｐｍ | 37 | Ｂ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | ㎥/h |
| 3 | 主排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） | ｃｐｍ | 38 | Ａ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 |
| 4 | 非常用排気筒ガスモニタ | ｃｐｍ | 39 | Ｂ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 |
| 5 | 非常用排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） | ｃｐｍ | 40 | Ａ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 6 | 非常用排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） | ｃｐｍ | 41 | Ｂ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 7 | 風向（排気筒高さ） | － | 42 | Ａ－ディーゼル発電機受電しゃ断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 8 | 風速（排気筒高さ） | ｍ／ｓ | 43 | Ｂ－ディーゼル発電機受電しゃ断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 9 | 大気安定度 | － | 44 | 炉内Ｔ／Ｃ温度最高値 | ℃ |
| 10 | モニタリングステーション | nGy/h | 45 | 炉内Ｔ／Ｃ温度平均値 | ℃ |
| 11 | モニタリングポスト１ | nGy/h | 46 | １次冷却材サブクール度 | ℃ |
| 12 | モニタリングポスト２ | nGy/h | 47 | Ｃ／Ｖ高レンジエリアモニタ（高レンジ） | mSv／h |
| 13 | モニタリングポスト３ | nGy/h | 48 | 格納容器内温度 | ℃ |
| 14 | モニタリングポスト４ | nGy/h | 49 | 格納容器再循環サンプ水位（広域） | ％ |
| 15 | モニタリングポスト５ | nGy/h | 50 | 燃料取替用水タンク水位 | ％ |
| 16 | モニタリングポスト６ | nGy/h | 51 | 充てんライン流量 | ㎥/h |
| 17 | モニタリングポスト７ | nGy/h | 52 | 復水器排気ガスモニタ | ｃｐｍ |
| 18 | １次冷却材圧力 | MPa | 53 | 蒸気発生器ブローダウン水モニタ | ｃｐｍ |
| 19 | Ａループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 54 | Ａ－蒸気発生器水位（広域） | ％ |
| 20 | Ｂループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 55 | Ｂ－蒸気発生器水位（広域） | ％ |
| 21 | Ａ－高圧注入ポンプ出口流量 | ㎥/h | 56 | Ａ－補助給水ライン流量 | ㎥/h |
| 22 | Ｂ－高圧注入ポンプ出口流量 | ㎥/h | 57 | Ｂ－補助給水ライン流量 | ㎥/h |
| 23 | 余熱除去Ａライン流量 | ㎥/h | 58 | Ａ－主給水ライン流量 | t/h |
| 24 | 余熱除去Ｂライン流量 | ㎥/h | 59 | Ｂ－主給水ライン流量 | t/h |
| 25 | Ａ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 60 | Ａ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 26 | Ｂ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 61 | Ｂ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 27 | Ａ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 62 | 安全注入作動（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 |
| 28 | Ｂ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 63 | 原子炉水位 | ％ |
| 29 | 出力領域平均中性子束（中間値） | ％ | 64 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ１） | ％ |
| 30 | 中間領域中性子束（ＣＨ１） | Ａｍｐ | 65 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ２） | ％ |
| 31 | 中間領域中性子束（ＣＨ２） | Ａｍｐ | 66 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ３） | ％ |
| 32 | 全制御棒全挿入（ＤＩ：全挿入／引抜） | 全挿入／引抜 | 67 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ４） | ％ |
| 33 | 加圧器水位 | ％ | 68 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ１） | ｃｐｓ |
| 34 | 格納容器圧力 | ＭＰａ | 69 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ２） | ｃｐｓ |
| 35 | Ｃ／Ｖ隔離Ａ作動（Ｔ信号）（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 | 70 | 格納容器内ガスモニタ | ｃｐｍ |
| | | | 71 | 放水口ポスト計数率 | ｃｐｍ |

## 別表２－５－４（２）　ＳＰＤＳデータ伝送項目

泊２号機

| No. | 常時伝送項目 | 単位 | No. | 常時伝送項目 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 主排気筒ガスモニタ | ｃｐｍ | 36 | Ａ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | ㎥/h |
| 2 | 主排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） | ｃｐｍ | 37 | Ｂ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | ㎥/h |
| 3 | 主排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） | ｃｐｍ | 38 | Ａ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 |
| 4 | 非常用排気筒ガスモニタ | ｃｐｍ | 39 | Ｂ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 |
| 5 | 非常用排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） | ｃｐｍ | 40 | Ａ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 6 | 非常用排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） | ｃｐｍ | 41 | Ｂ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 7 | 風向（排気筒高さ） | － | 42 | Ａ－ディーゼル発電機受電しゃ断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 8 | 風速（排気筒高さ） | ｍ／ｓ | 43 | Ｂ－ディーゼル発電機受電しゃ断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 9 | 大気安定度 | － | 44 | 炉内Ｔ／Ｃ温度最高値 | ℃ |
| 10 | モニタリングステーション | nGy/h | 45 | 炉内Ｔ／Ｃ温度平均値 | ℃ |
| 11 | モニタリングポスト１ | nGy/h | 46 | １次冷却材サブクール度 | ℃ |
| 12 | モニタリングポスト２ | nGy/h | 47 | Ｃ／Ｖ高レンジエリアモニタ（高レンジ） | mSv／h |
| 13 | モニタリングポスト３ | nGy/h | 48 | 格納容器内温度 | ℃ |
| 14 | モニタリングポスト４ | nGy/h | 49 | 格納容器再循環サンプ水位（広域） | % |
| 15 | モニタリングポスト５ | nGy/h | 50 | 燃料取替用水タンク水位 | % |
| 16 | モニタリングポスト６ | nGy/h | 51 | 充てんライン流量 | ㎥/h |
| 17 | モニタリングポスト７ | nGy/h | 52 | 復水器排気ガスモニタ | ｃｐｍ |
| 18 | １次冷却材圧力 | MPa | 53 | 蒸気発生器ブローダウン水モニタ | ｃｐｍ |
| 19 | Ａループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 54 | Ａ－蒸気発生器水位（広域） | % |
| 20 | Ｂループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 55 | Ｂ－蒸気発生器水位（広域） | % |
| 21 | Ａ－高圧注入ポンプ出口流量 | ㎥/h | 56 | Ａ－補助給水ライン流量 | ㎥/h |
| 22 | Ｂ－高圧注入ポンプ出口流量 | ㎥/h | 57 | Ｂ－補助給水ライン流量 | ㎥/h |
| 23 | 余熱除去Ａライン流量 | ㎥/h | 58 | Ａ－主給水ライン流量 | t/h |
| 24 | 余熱除去Ｂライン流量 | ㎥/h | 59 | Ｂ－主給水ライン流量 | t/h |
| 25 | Ａ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 60 | Ａ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 26 | Ｂ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 61 | Ｂ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 27 | Ａ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 62 | 安全注入作動（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 |
| 28 | Ｂ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 63 | 原子炉水位 | % |
| 29 | 出力領域平均中性子束（中間値） | % | 64 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ１） | % |
| 30 | 中間領域中性子束（ＣＨ１） | Ａｍｐ | 65 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ２） | % |
| 31 | 中間領域中性子束（ＣＨ２） | Ａｍｐ | 66 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ３） | % |
| 32 | 全制御棒全挿入（ＤＩ：全挿入／引抜） | 全挿入／引抜 | 67 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ４） | % |
| 33 | 加圧器水位 | % | 68 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ１） | ｃｐｓ |
| 34 | 格納容器圧力 | ＭＰａ | 69 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ２） | ｃｐｓ |
| 35 | Ｃ／Ｖ隔離Ａ作動（Ｔ信号）（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 | 70 | 格納容器内ガスモニタ | ｃｐｍ |
| | | | 71 | 放水口ポスト計数率 | ｃｐｍ |

## 別表２－５－４（３）　ＳＰＤＳデータ伝送項目

泊３号機

| No. | 常時伝送項目 | 単位 | No. | 常時伝送項目 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 排気筒ガスモニタ | ｃｐｍ | 38 | Ａ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 2 | 排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） | ｃｐｍ | 39 | Ｂ　非常用高圧　母線電圧 | ｋＶ |
| 3 | 排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） | ｃｐｍ | 40 | Ａ－ディーゼル発電機受電遮断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 4 | 風向（排気筒高さ） | － | 41 | Ｂ－ディーゼル発電機受電遮断器（ＤＩ：入／切） | 入／切 |
| 5 | 風速（排気筒高さ） | ｍ／ｓ | 42 | 炉内Ｔ／Ｃ温度最高値 | ℃ |
| 6 | 大気安定度 | － | 43 | 炉内Ｔ／Ｃ温度平均値 | ℃ |
| 7 | モニタリングステーション | nGy/h | 44 | １次冷却材サブクール度 | ℃ |
| 8 | モニタリングポスト１ | nGy/h | 45 | Ｃ／Ｖ高レンジエリアモニタ（高レンジ） | mSv／h |
| 9 | モニタリングポスト２ | nGy/h | 46 | 格納容器内温度 | ℃ |
| 10 | モニタリングポスト３ | nGy/h | 47 | 格納容器再循環サンプ水位（広域） | ％ |
| 11 | モニタリングポスト４ | nGy/h | 48 | 燃料取替用水ピット水位 | ％ |
| 12 | モニタリングポスト５ | nGy/h | 49 | 充てんライン流量 | $m^3$/h |
| 13 | モニタリングポスト６ | nGy/h | 50 | 復水器排気ガスモニタ | ｃｐｍ |
| 14 | モニタリングポスト７ | nGy/h | 51 | 蒸気発生器ブローダウン水モニタ | ｃｐｍ |
| 15 | １次冷却材圧力 | MPa | 52 | Ａ－蒸気発生器水位（広域） | ％ |
| 16 | Ａループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 53 | Ｂ－蒸気発生器水位（広域） | ％ |
| 17 | Ｂループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 54 | Ｃ－蒸気発生器水位（広域） | ％ |
| 18 | Ｃループ１次冷却材高温側温度 | ℃ | 55 | Ａ－補助給水ライン流量 | $m^3$/h |
| 19 | Ａ－高圧注入ポンプ出口流量 | $m^3$/h | 56 | Ｂ－補助給水ライン流量 | $m^3$/h |
| 20 | Ｂ－高圧注入ポンプ出口流量 | $m^3$/h | 57 | Ｃ－補助給水ライン流量 | $m^3$/h |
| 21 | 余熱除去Ａライン流量 | $m^3$/h | 58 | Ａ－主給水ライン流量 | t/h |
| 22 | 余熱除去Ｂライン流量 | $m^3$/h | 59 | Ｂ－主給水ライン流量 | t/h |
| 23 | Ａ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 60 | Ｃ－主給水ライン流量 | t/h |
| 24 | Ｂ高圧注入ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 61 | Ａ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 25 | Ａ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 62 | Ｂ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 26 | Ｂ余熱除去ポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 63 | Ｃ－主蒸気ライン圧力 | MPa |
| 27 | 出力領域平均中性子束（中間値） | ％ | 64 | 安全注入作動（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 |
| 28 | 中間領域中性子束（ＣＨ１） | Ａｍｐ | 65 | 原子炉水位 | ％ |
| 29 | 中間領域中性子束（ＣＨ２） | Ａｍｐ | 66 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ１） | ％ |
| 30 | 全制御棒全挿入（ＤＩ：全挿入／引抜） | 全挿入／引抜 | 67 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ２） | ％ |
| 31 | 加圧器水位 | ％ | 68 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ３） | ％ |
| 32 | 格納容器圧力 | ＭＰａ | 69 | 出力領域平均中性子束（ＣＨ４） | ％ |
| 33 | Ｃ／Ｖ隔離Ａ作動（Ｔ信号）（ＤＩ：発生／復帰） | 発生／復帰 | 70 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ１） | ｃｐｓ |
| 34 | Ａ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | $m^3$/h | 71 | 中性子源領域中性子束（ＣＨ２） | ｃｐｓ |
| 35 | Ｂ－格納容器スプレイ冷却器出口流量 | $m^3$/h | 72 | 格納容器内ガスモニタ | ｃｐｍ |
| 36 | Ａ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | 73 | 放水口ポスト計数率 | ｃｐｍ |
| 37 | Ｂ格納容器スプレイポンプ（ＤＩ：運転／停止） | 運転／停止 | | | |

別表２－５－５　原子力事業所災害対策支援拠点の候補

１．倶知安町方面

| 項　　目 | 仕　　様 | | |
|---|---|---|---|
| 名　　称 | ①　当社倶知安営業所 | ②当社旧倶知安水力センター | ③　社有地(旧変電所用地) |
| 所　在　地 | 北海道虻田郡<br>倶知安町南１条西２ | 北海道虻田郡<br>倶知安町南４条西３ | 北海道虻田郡<br>倶知安町字旭２８４ |
| 発電所からの方位・距離 | 南東　約２５ｋｍ | | 南東　約２２ｋｍ |
| 敷地面積 | 約２，１００㎡ | 約３，６００㎡ | 約７，５８０㎡ |
| 非常用電源 | 発災後に社有移動発電機車を配備 | | |
| そ　の　他 | 消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達 | | |

２．小樽市・余市町方面

| 項　　目 | 仕　　様 | | |
|---|---|---|---|
| 名　　称 | ④　北海電気工事株式会社<br>小樽支店 | ⑤　当社余市営業所 | ⑥　社有地(旧資材置場) |
| 所　在　地 | 北海道小樽市<br>塩谷２丁目３番８号 | 北海道余市郡<br>余市町大川町１３丁目１番地 | 北海道余市郡<br>余市町栄町２４３ |
| 発電所からの方位・距離 | 東北東　約４０ｋｍ | 東北東　約３０ｋｍ | 東北東　約３２ｋｍ |
| 敷地面積 | 約２，１００㎡ | 約３，３４０㎡ | 約１，８５０㎡ |
| 非常用電源 | 発災後に社有移動発電機車を配備 | | |
| そ　の　他 | 消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は最寄りの小売店より調達 | | |

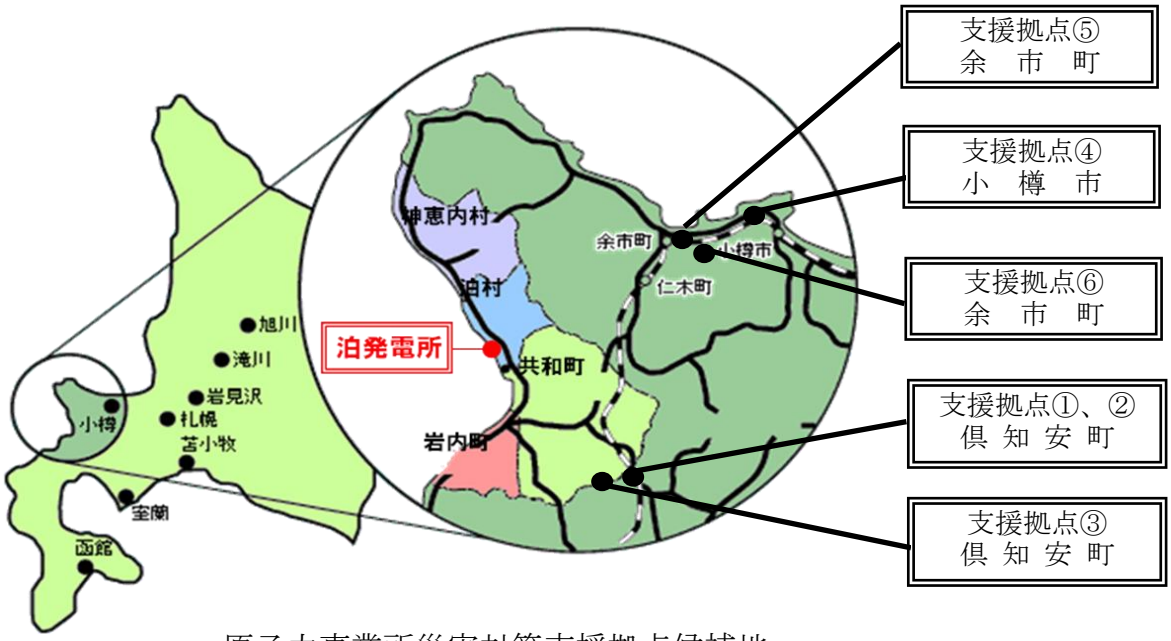


原子力事業所災害対策支援拠点候補地

# 別表２－８－１　原子力緊急事態支援組織

１．原子力緊急事態支援組織の概要

| | |
|---|---|
| 実施主体 | 日本原子力発電株式会社 |
| 所 在 地 | 日本原子力発電株式会社　敦賀総合研修センター内<br>（所在地：福井県敦賀市沓見１６５－９－６） |
| 施設概要 | 事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場　等 |
| 要 員 数 | ９名（組織長、対応要員） |

２．平常時の主な業務

| | |
|---|---|
| 資機材の集中管理 | 保有資機材（４．参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。 |
| 資機材の機能向上及び拡充 | 国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。 |
| 資機材操作要員の養成訓練 | 原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。<br>・場　　所：日本原子力発電株式会社　敦賀総合研修センター内、又は原子力事業者との連携訓練実施場所<br>・頻　　度：操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（１回／年）に実施<br>・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 |
| 原子力防災訓練への協力 | 原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。 |

３．原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

| | |
|---|---|
| 災害発生時の連絡体制 | 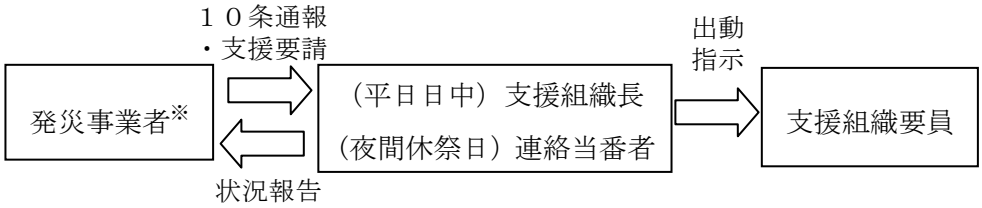 <br>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者 |
| 発災事業者への支援内容 | ・ 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。<br>・ 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお，状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。<br>・ 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。<br>・ 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 |

４．保有資機材一覧

資機材については１回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

| 分類 | 名　　称 | 数量 | 保管場所 |
|---|---|---|---|
| 遠隔操作ロボット | 現場偵察（撮影，放射線測定）用ロボット | ２台 | 資機材保管スペース |
| | 障害物撤去用ロボット | １台 | |
| 除染用資機材 | 除染用資機材 | １式 | |

別表３－３－１　派遣要員の職務と人員（北海道）

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>派　遣　要　員　の　職　務</th><th>人　　員</th></tr>
<tr><td rowspan="6">緊急時モニタリング班</td><td colspan="2">企画評価チーム</td><td>・緊急時モニタリング実施内容の検討<br>・緊急時モニタリングに関する情報の確認<br>・防護措置の実施の判断資料の提供<br>・放射線影響の評価材料の提供</td><td rowspan="6">15名<br>（第1、2、3非常配備）</td></tr>
<tr><td colspan="2">総括管理チーム</td><td>・緊急時モニタリングの測定地点及び測定項目の決定・指示<br>・緊急時モニタリングに関する情報の収集・整理・提供<br>・緊急時モニタリングデータの監視等</td></tr>
<tr><td colspan="2">分析測定チーム</td><td>・ＲＰＬＤの登録及び測定<br>・大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ダストを含む）<br>・環境試料中の放射性物質の測定（放射性ヨウ素を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">被ばく管理チーム</td><td>・要員の被ばく管理<br>・原子力環境センターの気密管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">野外活動チーム</td><td>・モニタリングカーによる空間放射線量率等の監視、測定及び報告<br>・可搬型ポスト及びＲＰＬＤの設置・回収<br>・空間放射線量率の測定及び報告<br>・大気中のヨウ素等の捕集、簡易測定の実施及び報告<br>・環境試料の採取</td></tr>
<tr><td colspan="2">支援チーム</td><td>・他チームの後方支援及び他チームの業務に属さないこと</td></tr>
<tr><td>医療班</td><td>医療チーム</td><td>スクリーニング</td><td>・発電所周辺の公共施設及び避難所等におけるスクリーニング</td><td>14名<br>（第2、3非常配備）</td></tr>
</table>

※　非常配備：北海道地域防災計画に基づく派遣区分

※　緊急時モニタリング班員の北海道への派遣は、予め登録された、モニタリングカーを含めた５台の車輌にて実施する。

別表３－３－２　貸与する資機材（北海道）

| 区　分 | 測　　定　　機　　器　　等 | 数　　量 |
|---|---|---|
| 総括管理チーム | ・モニタリングステーション<br>・モニタリングポスト<br>・気象観測局 | 5<br>8<br>1 |
| 分析測定チーム | ・Ｇｅ半導体検出器<br>・ミキサー<br>・マリネリビーカー<br>・蛍光ガラス線量計（ＲＰＬＤ）<br>・蛍光ガラス線量計（ＲＰＬＤ）リーダー<br>・アニール炉<br>・送風定温恒温機 | 2<br>2<br>１８<br>５０<br>1<br>1<br>1 |
| 被ばく管理チーム | － | － |
| 野外活動チーム | ・モニタリングカー（ガソリン車）<br>・可搬型ポスト<br>・大型水盤 | 1<br>7<br>1 |
| 支援チーム | ・電離箱式サーベイメータ<br>・シンチレーション式サーベイメータ<br>・ディポジットゲージ | 3<br>3<br>2 |

別表３－５－１　他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への要員の派遣、資機材の貸与

| 派遣要員 | 貸与する資機材 | |
|---|---|---|
| １５名 | 汚染密度測定用サーベイメータ | １８台 |
| | ＮａＩシンチレーションサーベイメータ | １台 |
| | 電離箱サーベイメータ | １台 |
| | ダストサンプラー | ３台 |
| | 高線量対応防護服 | １０着 |
| | 全面マスク | ５０個 |
| | 個人線量計<br>（ポケット線量計） | ５０個 |
| | タイベックスーツ | １，５００着 |
| | ゴム手袋 | ３，０００双 |
| | 遮へい材 | １００枚 |
| | 放射能測定用車両 | １台 |
| | Ｇｅ半導体式試料放射能測定装置 | １台 |
| | ホールボディカウンタ | １台 |
| | 可搬型モニタリングポスト | ５台 |

※　要員の派遣及び資機材の輸送については、陸路及び海路を基本とし、気象・交通の状況等に応じて空路の輸送手段を手配することとする。

# 様　　式

**様式１**

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

<table>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日<br>内閣総理大臣、原子力規制委員会　　殿<br><br>届出者<br>住　所<br>氏　名　　印<br>（担当者　　所属　　電話　　）<br><br>別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第７条第３項の規定に基づき届け出ます。</td></tr>
<tr><td>原子力事業所の名称及び場所</td><td>北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１</td></tr>
<tr><td>当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日</td><td>原子炉設置許可<br>昭和５９年６月１４日</td></tr>
<tr><td>原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>協議した都道府県知事及び市町村長</td><td>北海道知事<br>泊　村　長</td></tr>
<tr><td>予定される要旨の公表の方法</td><td></td></tr>
</table>

**様式２**

原子力防災要員現況届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　　殿

届出者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第８条第４項の規定に基づき届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | 北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ | | |
| 業務の種別 | 防災要員の職制 | | その他の防災要員 |
| 情報の整理、関係者との連絡調整 | | | 名 |
| 原子力災害合同対策協議会における情報の交換等 | | | 名 |
| 広報 | | | 名 |
| 放射線量の測定その他の状況の把握 | | | 名 |
| 原子力災害の発生又は拡大の防止 | | | 名 |
| 施設設備の整備・点検、応急の復旧 | | | 名 |
| 放射性物質による汚染の除去 | | | 名 |
| 医療に関する措置 | | | 名 |
| 原子力災害に関する資機材の調達及び輸送 | | | 名 |
| 原子力事業所内の警備等 | | | 名 |

**様式３**

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　　殿

届出者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第９条第５項の規定に基づき届け出ます。

| | |
|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | 北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ |

| 区分 | | 選任 | 解任 |
|---|---|---|---|
| 正 | 氏名 | | |
| | 選任・解任年月日 | | |
| | 職務上の地位 | | |
| 副 | 氏名 | | |
| | 選任・解任年月日 | | |
| | 職務上の地位 | | |

**様式４**

放射線測定設備現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　　殿

届出者

住　所

氏　名　　印

（担当者　　所属　　電話　　）

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | | 北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ |
| 原子力事業所内の放射線測定設備 | 設 置 数 | 式 |
| | 設置場所 | |
| 原子力事業所外の放射線測定設備 | 設 置 者 | |
| | 設置場所 | |
| | 検出される数値の把握方法 | |

**様式５**

# 原子力防災資機材現況届出書

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　　殿

届出者

住　所

氏　名　　印

（担当者　　所属　　電話　　）

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第１１条第３項の規定に基づき届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | 北海道電力株式会社 泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ | | |
| 放射線障害防護用器具 | 汚染防護服 | | 組 |
| | 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク | | 個 |
| | フィルター付き防護マスク | | 個 |
| 非常用通信機器 | 緊急時電話回線 | | 回線 |
| | ファクシミリ | | 台 |
| | 携帯電話等 | | 台 |
| 計測器等 | 排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器 | 排気筒モニタ | 台 |
| | | 試料放射能分析装置（排水モニタ） | 台 |
| | ガンマ線測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 中性子線測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 空間放射線積算線量計 | 素子 | 個 |
| | | リーダー | 台 |
| | 表面汚染密度測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 可搬式ダスト測定関連機器 | サンプラ | 台 |
| | | 測定器 | 台 |
| | 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 | サンプラ | 台 |
| | | 測定器 | 台 |
| | 個人用外部被ばく線量測定器 | | 台 |
| | その他 | エリアモニタリング設備 | 台 |
| | | モニタリングカー | 台 |
| その他資機材 | ヨウ素剤 | | 錠 |
| | 担架 | | 台 |
| | 除染用具 | | 式 |
| | 被ばく者の輸送のために使用可能な車両 | | 台 |
| | 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 | 屋外消火栓設備 | 式 |
| | | 動力消防ポンプ設備 | 式 |

**様式６**

防災訓練実施結果報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

報告者
住　所
氏　名　　印
（担当者　　所属　　電話　　）

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第１３条の２第１項の規定に基づき報告します。

| | |
|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | 北海道電力株式会社　泊発電所<br>北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 |
| 防災訓練実施年月日 | 年　　月　　日 |
| 防災訓練のために想定した原子力災害の概要 | |
| 防災訓練の項目 | |
| 防災訓練の内容 | |
| 防災訓練の結果の概要 | |
| 今後の原子力災害対策に向けた改善点 | |

**様式７**

警戒事象発生通報（第1報）

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

北海道電力株式会社 泊発電所　原子力防災管理者
通報者名
連 絡 先

警戒事象の発生について、泊発電所原子力事業者防災業務計画に基づき通報します。

| | | |
|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | | 名称：北海道電力株式会社　泊発電所（事業区分：電気事業）<br>場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 |
| 警戒事象の発生箇所 | | 泊発電所＿＿＿号機 |
| 警戒事象の発生時刻 | | 年　　月　　日　　時　　分（24時間表示） |
| 発生した警戒事象の概要 | 警戒事象の種類 | □（AL11）原子炉停止機能の異常のおそれ<br>□（AL21）原子炉冷却材の漏えい<br>□（AL24）蒸気発生器給水機能喪失のおそれ<br>□（AL25）全交流電源喪失のおそれ<br>□（AL26）全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）<br>□（AL29）停止中の原子炉冷却機能の一部喪失<br>□（AL30）使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ<br>□（AL42）単一障壁の喪失又は喪失可能性<br>□（AL51）原子炉制御室他の機能喪失のおそれ<br>□（AL52）所内外通信連絡機能の一部喪失<br>□（AL53）重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ<br>□外的事象による影響（□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断）<br>□重要な故障等（オンサイト統括補佐判断） |
| | 想定される原因 | 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中<br>その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） |
| | 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 | 原子炉の運転状態<br>発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中）<br>発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗）<br>ECCS系<br>作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗<br>排気筒<br>主排気筒モニタの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>非常用排気筒モニタの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>モニタリングポストの指示値<br>変化無し、変化有り（最大値：＿＿＿nGy/h→＿＿＿＿nGy/h）<br>放水口ポストの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>その他<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| その他警戒事象の把握に参考となる情報 | | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |

様式８

特定事象発生通報（第1報）

（原子炉施設）

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

北海道電力株式会社 泊発電所　原子力防災管理者

第１０条通報

通報者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項の規定に基づき通報します。

| | | |
|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | | 名称：北海道電力株式会社　泊発電所（事業区分：電気事業）<br>場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１ |
| 特定事象の発生箇所 | | 泊発電所＿＿＿号機 |
| 特定事象の発生時刻 | | 年　　月　　日　　時　　分（２４時間表示） |
| 発生した特定事象の概要 | 特定事象の種類 | 原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく基準<br>□(SE01)敷地境界付近の放射線量の上昇<br>□(SE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の放出<br>□(SE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出<br>□(SE06)施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ<br>□(SE21)原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動<br>□(SE24)蒸気発生器給水機能の喪失<br>□(SE25)全交流電源の３０分以上喪失、　□(SE26)全交流電源の５分以上喪失(旧基準炉)<br>□(SE27)直流電源の部分喪失、　□(SE29)停止中の原子炉冷却機能の喪失<br>□(SE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、　□(SE41)格納容器健全性喪失のおそれ<br>□(SE42)２つの障壁の喪失又は喪失可能性、　□(SE43)原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用<br>□(SE51)原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失<br>□(SE52)所内外通信連絡機能の全て喪失　□(SE53)火災・溢水による安全機能の一部喪失<br>□(SE55)防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 |
| | | 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく基準<br>□(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇<br>□(GE02[SE02])通常放出経路での気体放射性物質の放出<br>□(GE03[SE03])通常放出経路での液体放射性物質の放出<br>□(GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出<br>□(GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出<br>□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故、　□(GE11)原子炉停止の失敗又は停止確認不能<br>□(GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能<br>□(GE24)蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能<br>□(GE25)全交流電源の１時間以上喪失、　□(GE26)全交流電源の３０分以上喪失(旧基準炉)<br>□(GE27)全直流電源の５分以上喪失、　□(GE28)炉心損傷の検出<br>□(GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失<br>□(GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出<br>□(GE41)格納容器圧力の異常上昇<br>□(GE42)２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失可能性<br>□(GE51)原子炉制御室の機能喪失・警報喪失<br>□(GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生 |
| | 想定される原因 | 故 障 、誤 操 作 、漏 え い 、火 災 、爆 発 、地 震 、調 査 中<br>その他(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) |
| | 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 | 原子炉の運転状態<br>発生前(運 転 中 、起 動 操 作 中 、停 止 操 作 中 、停 止 中 )<br>発生後(状 態 継 続 、停 止 操 作 中 、停 止 、停 止 失 敗 )<br>ECCS系<br>作 動 無 し 、作 動 有 り (自 動 、手 動 )、作 動 失 敗<br>排 気 筒<br>主排気筒モニタの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>非常用排気筒モニタの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>モニタリングポストの指示値<br>変化無し、変化有り（最大値:＿＿＿nGy/h→ ＿＿＿ nGy/h）<br>放水口ポストの指示値<br>変化無し、変化有り（＿＿＿＿cpm→＿＿＿＿cpm）<br>その他<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| その他特定事象の把握に参考となる情報 | | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |

様式９

特定事象発生通報（第1報）

（事業所外運搬）

<table>
<tr><td colspan="3">＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日<br>内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿<br>第１０条通報<br>北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者<br>通報者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>連 絡 先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br><br>事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所</td><td>名称：北海道電力株式会社　泊発電所（事業区分：電気事業）<br>場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事象の発生箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">特定事象の発生時刻</td><td>年　月　日　時　分（24時間表示）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">発生した特定事象の概要</td><td rowspan="2">特定事象の種類</td><td>原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく基準<br>□（XSE61）事業所外運搬での放射線量率の上昇<br>□（XSE62）事業所外運搬での放射性物質漏えい</td></tr>
<tr><td>原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく基準<br>□（XGE61）事業所外運搬での放射線量率の異常上昇<br>□（XGE62）事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td></tr>
<tr><td>想定される原因</td><td>火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中<br>その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）</td></tr>
<tr><td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他特定事象の把握に参考となる情報</td><td></td></tr>
</table>

様式１０

警戒事象発生通報後の状況報告（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日<br>原子力規制委員会 殿<br>北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者<br>通報者名<br>連 絡 先<br><br>泊発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、警戒事象発生通報後の状況を報告します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">原子力事業所の名称及び場所</td><td>名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業)<br>場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象の発生箇所</td><td>泊発電所＿＿＿号機</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒事象の発生時刻</td><td>年　　月　　日　　時　　分(24時間表示)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発生した警戒事象の概要</td><td>警戒事象の種類</td><td></td></tr>
<tr><td>施設の状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">応急措置の概要</td><td></td></tr>
</table>

# 応急処置の概要

（原子炉施設）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

**第２５条報告**

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発信日時 | 年　月　日　時　分 | 送信者 | 北海道電力(株)泊発電所<br>原子力防災管理者： |
| 受信日時 | 年　月　日　時　分 | 受信者 | |

１．特定事象件名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特定事象の発生箇所　：　泊発電所　第＿＿＿号機

３．特定事象の発生時刻　：　＿＿＿年　月　日　時　分（２４時間表示）

４．発生事象と対応の概要（ 注 １）

５．緊急時対策本部その他の事項の概要（ 注 ２）

（ 注 １）　設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（ 注 ２）　緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

# 応急処置の概要

（原子炉施設）

（泊発電所　第____号機）

６．プラントの状況　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定事象発生時の状況 | 発電所状態 | | 原子炉出力 | % |
| | 停止時刻 | 時　　分 | 炉心平均燃焼度 | MWD/MTU |
| 現在の状況 | 原子炉出力 | % | １次冷却系圧力 | % |
| | １次冷却系温度（ホットレグ） | ℃ | 原子炉／加圧器水位 | % |
| | 格納容器圧力 | kPa(gage) | 格納容器水素濃度（ドライ値） | % |
| | 外部電源 | 受電有・無 | 非常用ディーゼル発電機 | 受電有・無 |

7.放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出状況 | 放出開始時刻 | | 放出停止時刻 | |
| | 放出箇所 | | 放出高さ（地上高） | m |
| 放出状況の評価を開始した時刻（時刻____時____分） | 放出実績評価 | 評価時点の放出率 | 評価時刻までの放出量 | |
| | 希ガス | Bq/h | Bq | |
| | ヨウ素 | Bq/h | Bq | |
| | その他（核種） | Bq/h | Bq | |
| 排気筒モニタ | 主排気筒 | cpm | 非常用排気筒 | cpm |
| 気象情報 | 天候 | | 風向 | |
| | 風速 | m/ s | 大気安定度 | |

| モニタリングポスト･ステーション | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | EPO-1 | EPO-2 | EPO-3 | EPO-4 | EMS-1 | EPO-5 | EPO-6 | EPO-7 |
| | μSv/h | | | | | | | | |

８．放射性物質の放出評価　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出見通し | | 希ガス | ヨウ素 | 合計 |
| | 放出評価時刻以降の放出見通し | Bq | Bq | Bq |
| 最大地点の線量の推定 | | 方位 | 距離 | 被ばく線量 |
| | 外部全身被ばく | | Km | mSv |
| | 甲状腺被ばく | | Km | mSv |

９その他

# 応急処置の概要

（事業所外運搬）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

**第２５条報告**

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発信日時 | 年　月　日　時　分 | 送信者 | 北海道電力(株)泊発電所<br>原子力防災管理者： |
| 受信日時 | 年　月　日　時　分 | 受信者 | |

１．特定事象件名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特定事象の発生箇所　：＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿市町村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(海上の場合；沖合　　km)

３．特定事象の発生時刻　：＿＿＿年　月　日　時　分（２４時間表示）

４．発生事象と対応の概要（ 注 １）

５．緊急時対策本部その他の事項の概要（ 注 ２）

（ 注 １）　設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（ 注 ２）　緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

# 応急処置の概要

（事業所外運搬）

６．輸送容器の状況　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定事象発生時の状況 | 輸送物 | | 使用容器 | |
| | 出発地／到着予定地 | | 輸送手段 | |
| 現在の状況 | 火災の有無 | 有・無 | 爆発の有無 | 有・無 |
| | 漏えいの有無 | 有・無 | | |
| | 特記事項 | | | |

７．放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　時　　分

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放出状況 | 放出、漏えい開始時刻 | | | | 放出、漏えい停止時刻 | | | | |
| | 放出、漏えい箇所 | | | | | | | | |
| 放射線量 | 距離・場所 | | | | | | | | |
| | nSv/h<br>μSv/h | | | | | | | | |
| 気象・海象状況 | | | | | | | | | |

８.放射性物質の放出評価　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出見通し | 放出評価時刻以降の放出見通し | | | |
| 最大地点の線量の推定 | | 方位 | 距離 | 被ばく線量 |
| | 外部全身被ばく | | m | mSv |

９．その他

原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式
（原子炉施設）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

**第１５条報告**

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要（同法第１５条第１項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発信日時 | 年　月　日　時　分 | 送信者 | 北海道電力(株)泊発電所<br>原子力防災管理者： |
| 受信日時 | 年　月　日　時　分 | 受信者 | |

１．特定事象件名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特定事象の発生箇所　：　泊発電所　第＿＿＿号機

３．特定事象の発生時刻　：　＿＿＿年　月　日　時　分（２４時間表示）

４．報告する内容

□(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇、　□(GE02)通常放出経路での気体放射性物質の放出
□(GE03)通常放出経路での液体放射性物質の放出、　□(GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
□(GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故、　□(GE11)原子炉停止の失敗又は停止確認不能
□(GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
□(GE24)蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
□(GE25)全交流電源の１時間以上喪失、　□(GE26)全交流電源の３０分以上喪失(旧基準炉)
□(GE27)全直流電源の５分以上喪失、　□(GE28)炉心損傷の検出
□(GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失、　□(GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
□(GE41)格納容器圧力の異常上昇、　□(GE42)２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失可能性
□(GE51)原子炉制御室の機能喪失・警報喪失、　□(GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生

５．発生事象と対応の概要（ 注 １）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６．緊急時対策本部その他の事項の概要（ 注 ２）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 注 １）　設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
（ 注 ２）　緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式

（原子炉施設）

（泊発電所　第____号機）

７．プラントの状況　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定事象発生時の状況 | 発電所状態 | | 原子炉出力 | % |
| | 停止時刻 | 時　　分 | 炉心平均燃焼度 | MWD/MTU |
| 現在の状況 | 原子炉出力 | % | １次冷却系圧力 | % |
| | １次冷却系温度（ホットレグ） | ℃ | 原子炉／加圧器水位 | % |
| | 格納容器圧力 | kPa(gage) | 格納容器水素濃度（ドライ値） | % |
| | 外部電源 | 受電有・無 | 非常用ディーゼル発電機 | 受電有・無 |

８.放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出状況 | 放出開始時刻 | | 放出停止時刻 | |
| | 放出箇所 | | 放出高さ（地上高） | m |
| 放出状況の評価を開始した時刻（時刻　　時　　分） | 放出実績評価 | 評価時点の放出率 | 評価時刻までの放出量 | |
| | 希ガス | Bq/h | Bq | |
| | ヨウ素 | Bq/h | Bq | |
| | その他（核種） | Bq/h | Bq | |
| 排気筒モニタ | 主排気筒 | cpm | 非常用排気筒 | cpm |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| モニタリングポスト･ステーション | 名称 | EPO-1 | EPO-2 | EPO-3 | EPO-4 | EMS-1 | EPO-5 | EPO-6 | EPO-7 |
| | μSv/h | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 気象情報 | 天候 | | 風向 | |
| | 風速 | m/ s | 大気安定度 | |

９．放射性物質の放出評価　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出見通し | | 希ガス | ヨウ素 | 合計 |
| | 放出評価時刻以降の放出見通し | Bq | Bq | Bq |
| 最大地点の線量の推定 | | 方位 | 距離 | 被ばく線量 |
| | 外部全身被ばく | | Km | mSv |
| | 甲状腺被ばく | | Km | mSv |

１０．その他

原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式

（事業所外運搬）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

**第１５条報告**

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要（同法第１５条第１項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発信日時 | 年　月　日　時　分 | 送信者 | 北海道電力(株)泊発電所<br>原子力防災管理者： |
| 受信日時 | 年　月　日　時　分 | 受信者 | |

１．特定事象件名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．特定事象の発生箇所　：＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市町村

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（海上の場合；沖合　　km）

３．特定事象の発生時刻　：＿＿＿＿年　月　日　時　分（２４時間表示）

４．報告する内容

□(XGE61)事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
□(XGE62)事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

５．発生事象と対応の概要（ 注 １）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６．緊急時対策本部その他の事項の概要（ 注 ２）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 注 １）　設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
（ 注 ２）　緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原災法第１５条第１項の基準に達したときの報告様式

（事業所外運搬）

７．輸送容器の状況　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 特定事象発生時の状況 | 輸送物 | | 使用容器 | |
| | 出発地／到着予定地 | | 輸送手段 | |
| 現在の状況 | 火災の有無 | 有・無 | 爆発の有無 | 有・無 |
| | 漏えいの有無 | 有・無 | | |
| | 特記事項 | | | |

８．放射性物質の放出状況等　　確認時刻　　時　　分

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放出状況 | 放出、漏えい開始時刻 | | | | 放出、漏えい停止時刻 | | | | |
| | 放出、漏えい箇所 | | | | | | | | |
| 放射線量 | 距離・場所 | | | | | | | | |
| | nSv/h<br>μSv/h | | | | | | | | |
| 気象・海象状況 | | | | | | | | | |

９.放射性物質の放出評価　　確認時刻　　時　　分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 放出見通し | 放出評価時刻以降の放出見通し | | | |
| 最大地点の線量の推定 | | 方位 | 距離 | 被ばく線量 |
| | 外部全身被ばく | | m | mSv |

１０．その他

# 参　　考

参考１　警戒事象、原災法第１０条第１項及び原災法第１５条第１項に該当する事象の整理表

| EAL No. | 警戒事象 | EAL No. | 原災法第１０条第１項 | EAL No. | 原災法第１５条第１項 |
|---|---|---|---|---|---|
| － | － | SE01 | 敷地境界付近の放射線量の上昇 | GE01 | 敷地境界付近の放射線量の上昇 |
| － | － | SE02 | 通常放出経路での気体放射性物質の放出 | GE02 | 通常放出経路での気体放射性物質の放出 |
| － | － | SE03 | 通常放出経路での液体放射性物質の放出 | GE03 | 通常放出経路での液体放射性物質の放出 |
| － | － | SE04 | 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 | GE04 | 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 |
| － | － | SE05 | 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 | GE05 | 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 |
| － | － | SE06 | 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ | GE06 | 施設内(原子炉外)での臨界事故 |
| AL11 | 原子炉停止機能の異常のおそれ | － | － | GE11 | 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 |
| AL21 | 原子炉冷却材の漏えい | SE21 | 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 | GE21 | 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 |
| AL24 | 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ | SE24 | 蒸気発生器給水機能の喪失 | GE24 | 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 |
| AL25 | 全交流電源喪失のおそれ | SE25 | 全交流電源の３０分以上喪失 | GE25 | 全交流電源の１時間以上喪失 |
| AL26 | 全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉) | SE26 | 全交流電源の５分以上喪失(旧基準炉) | GE26 | 全交流電源の３０分以上喪失(旧基準炉) |
| － | － | SE27 | 直流電源の部分喪失 | GE27 | 全直流電源の５分以上喪失 |
| － | － | － | － | GE28 | 炉心損傷の検出 |
| AL29 | 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 | SE29 | 停止中の原子炉冷却機能の喪失 | GE29 | 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 |
| AL30 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ | SE30 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 | GE30 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 |
| － | － | SE41 | 格納容器健全性喪失のおそれ | GE41 | 格納容器圧力の異常上昇 |
| AL42 | 単一障壁の喪失又は喪失可能性 | SE42 | ２つの障壁の喪失又は喪失可能性 | GE42 | ２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失可能性 |
| － | － | SE43 | 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 | － | － |
| AL51 | 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ | SE51 | 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 | GE51 | 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 |
| AL52 | 所内外通信連絡機能の一部喪失 | SE52 | 所内外通信連絡機能の全て喪失 | － | － |
| AL53 | 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ | SE53 | 火災・溢水による安全機能の一部喪失 | － | － |
| － | 外的事象による影響（地震） | SE55 | 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 | GE55 | 住民の避難を開始する必要がある事象発生 |
| － | 外的事象による影響（津波） | － | － | － | － |
| － | 重要な故障等(オンサイト統括補佐判断) | － | － | － | － |
| － | 外的事象による影響(設計基準超過) | － | － | － | － |
| － | 外的事象による影響(委員長判断) | － | － | － | － |
| － | － | XSE61 | 事業所外運搬での放射線量率の上昇 | XGE61 | 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 |
| － | － | XSE62 | 事業所外運搬での放射性物質漏えい | XGE62 | 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい |

ＥＡＬ Ｎｏ．はＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用する番号は、欠番となる。